

建設環境常任委員会会議録

〔令和 6 年 6 月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和6年6月18日（火） 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議 案 第40号	筑紫野市自転車駐車場条例等の一部を改正する条例の制定について	都市計画課	3
	議 案 第41号	筑紫野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市計画課	11
	所管事務 報 告	空家対策について	建築課	17
	所管事務 調 査	公園施設長寿命化促進事業について	管理保全課	22
	所管事務 調 査	総合公園大型複合遊具補修事業について	管理保全課	29
	所管事務 調 査	浸水対策について	土木課	32
	所管事務 調 査	補修工事のあり方について	土木課	34
	所管事務 報 告	筑紫野市水道事業及び下水道事業資金管理運用方針について	上下水道 料金総務課 ・工務課	35
	所管事務 報 告	常松浄水場中央監視装置更新事業について	上下水道 料金総務課 ・工務課	38
	所管事務 報 告	上下水道老朽管更新の進捗状況について	上下水道 料金総務課 ・工務課	42
	所管事務 報 告	水質調査等の結果について（平等寺地区）	環境課	45
	所管事務 報 告	エコ・センチュリー21株式会社の周辺域の水質調査の実施地点について	環境課	52
	所管事務 報 告	クーリングシェルターの開設について	環境課	58
	所管事務 調 査	「ペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定」について	環境課	63
	所管事務 調 査	天拝山観月会開催事業の進捗状況について	商工観光課	65
	所管事務 調 査	農業に対する取組について	農政課	69
	所管事務 調 査	穀物自給率について	農政課	74
	所管事務 報 告	天拝いこいの館について	管理保全課 商工観光課	78

令和6年第3回（6月）筑紫野市議会定例会 建設環境常任委員会

○日 時

令和6年6月18日（火）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長 宮崎 吉弘
委員 田中 允
委員 辻本 美恵子
委員 前田 倫宏

副委員長 段下 季一郎
委員 横尾 秋洋
委員 城 健二

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（12名）

議員 八丈 一男
議員 山本 加奈子
議員 赤司 祥一
議員 坂口 勝彦
議員 吉村 陽一
議員 古賀 新悟

議員 上村 和男
議員 佐々木 忠孝
議員 西村 和子
議員 白石 卓也
議員 檜木 孝一
議員 春口 茜

○一般傍聴者（2名）

○出席説明員（23名）

建設部長 野田 清仁
計画担当係長 堀尾 圭吾
建築課長 永利 啓次
空家対策・建築計画担当主任 池田 省吾
土木整備担当係長 坪井 望
公園担当係長 原田 裕介
上下水道料金総務課長 山田 和成
上下水道工務課長 山田 学
下水道担当係長 新山 武志

都市計画課長 鶴川 和宜
開発担当係長 三浦 隆
空家対策・建築計画担当係長 山本 裕介
土木課長 深見 勝彦
管理保全課長 菊武 秀明
環境経済部長 平嶋 顕治
財務管理担当係長 勇川 大輔
水道担当係長 鶴岡 靖生
環境課長 益永 晃

環境保全・廃棄物担当係長 小椎尾 公 憲

農地担当係長 黒 屋 和 孝

商工観光担当係長 武 藤 智 史

農政担当係長 湊 崎 雄 貴

商工観光課長 川 口 隆

○出席事務局職員（４名）

局 長 荒 金 達

主 査 森 敬

課 長 高 木 美智子

主 任 本 間 俊 充

開会 午前10時00分

○委員長（宮崎吉弘君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、建設環境常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件をお諮りします。

初めに、10名の議員が委員会の傍聴に出席しておりますので、先に報告をしておきます。一般はありませんね。

それでは、会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。また、携帯電話等をお持ちの方は、いま一度、電源を切るかマナーモードでお願いしたいと思います。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として、議会だよりに掲載する案件について、ほか4件を予定しておりますので、皆様よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めたいと思います。

それでは、議題に入ります前に、野田部長がお見えですので、御挨拶をいただきたいと思います。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 皆様、おはようございます。建設部長を仰せつかっております野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

建設環境常任委員会の皆様方には、日頃から御理解、御協力を賜りましてありがとうございます。

本日、2件の議案、また、所管事務調査4件、所管事務報告2件の御審議をお願いすることとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、都市計画課職員が参っております。自己紹介をさせていただきます。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課課長を仰せつかっております鶴川と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○計画担当係長（堀尾圭吾君） 同じく計画担当係長の堀尾と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○開発担当係長（三浦 隆君） 開発担当係長をしています三浦といいます。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例等の一部を改正する条例の制定について、執行部より説明をお願いします。

鶴川課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は36ページ、提案内容補足説明書は56ページとなります。

まずは提案内容補足説明書に沿って御説明をさせていただきます。提案内容補足説明書の56ページを御覧ください。

この条例は、本年5月17日に公告された福岡広域都市計画事業筑紫駅西口土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業区域内の土地の地番が一新されたことから、同区域内にある公共施設の位置の表示を変更する必要がありますので、関係する三つの条例を一括で改正するものでございます。

改正の内容は記載のとおりでございますが、筑紫野市自転車駐車場条例、筑紫野市コミュニティ施設等の設置及び管理に関する条例、そして、筑紫野市役所出張所設置条例に記載されている所在地について、それぞれ新しいものに改めるものでございます。

次に、今回改正をいたします公共施設の位置について御説明をいたします。

本常任委員会への説明資料として別途お配りしております資料の1ページをお開きください。

○委員長（宮崎吉弘君） ちょっと待ってもらえますか。

じゃあ、お願いします。

○都市計画課長（鶴川和宜君） では、資料の1ページでございます。

今回改正いたします公共施設の位置につきましては、赤枠で囲っております斜線部分となりますが、西鉄筑紫駅西口の自転車駐車場、筑紫コミュニティセンター及び筑紫出張所でございます。それぞれ新しい所在地である大字筑紫1550番地と大字筑紫1571番地に改めるものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はございませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 新しい番地の、例えば駐車場の番地が大字筑紫1550番地で、コミュニティと筑紫出張所は新住所が大字筑紫1571番地、今この地図を見ると街区ごとに何

区、何区とあるんですけれども、この番号を振る一定のルールは何かあるんでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 大きなルール、総論のルールとしまして、街区ごとに時計回りで地番を振っていくというルールがございます。そのルールに基づいて地番を振らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 住んでいる方から見たら、例えば旧番地が大字筑紫12番地の1、これが1550番地に。2桁番地から4桁番地に変わると。コミュニティセンターのほうは筑紫634番地の7から1571に変わるという、数字としてすごく変わり方が大きいような気がするんですね。

それで全体として、右回りにやったとして、1550番地は左の上だから、一番最後だからこの番地になっているということなんですか。右回りのスタートは、市役所に一番近いところからだったと思う、つけ方。ですよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○開発担当係長（三浦 隆君） 辻本委員のおっしゃるとおり、市役所に一番近いほうを起点の地番としております。お手元にお配りしています図面で言いますと、左上、西鉄筑紫駅の駅前広場横の駐輪場を斜線で囲っていますけれども、その左の街区の一番上を起点として、筑紫は1500番台から開始をしているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 普通だったら、区画整理みたいなことからすると何丁目何番地というのが普通のような気がしたんだけど、ここは、要するに半分ぐらいに面積を減らしたために大字をずっと使わざるを得ないという形でこうなっているんですかね。

これだけあるんだったら、例えば筑紫何丁目何番地とかいう感じでできる感じがするんだけど、わざわざ大字つけて何番地って、旧態依然の昔の名前を何で使ったのかなという疑問があるんですけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 何丁目ということでございますけれども、地元と協議をしながら検討を進めてきたところですが、筑紫であったり若江という名前を残したいんだという声もございまして、現在の町名を継続するという結論になっているところでござい

ます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） いや、名前を残すんだったら筑紫何丁目何番地、若江何丁目何番地でよさそうな気がするんだけど、わざわざ大字までつけてしなければいかんやった理由がよく分からないんですけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○開発担当係長（三浦 隆君） まず、何丁目にするというところで、こちらも検討いたしました。何丁目にする場合は、道路や河川、水路といったところで区切る必要があるというところで、今回のこの区画整理事業区域内は二つの行政区が、筑紫区と若江区と入り交じっているような状態で、それが必ずしも道路や水路で行政区が分かれていないところがございます。どうしても筑紫区と若江区が混在する場所があったりしますので、地元とお話をする中で、自治体の運営上、支障を来すというようなお話もありました。そういったところを加味しまして協議を重ねた結果、そのまま筑紫と若江を大字のまま残すというような結論に至ったところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そしたら、ほかの区画をずっと切ったところも一般の民家がたくさんありますけども、ああいうところも大字何番地でやっているんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○開発担当係長（三浦 隆君） すみません、区画というのはどういった意味合いでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今やずっと一般住宅が建つとるやないですか。ずっと区画整理したところ、換地が終わって。家も建っているのも、みんな全て大字筑紫の何番地でずっと表示しているんですかという意味です。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 委員おっしゃるとおり、大字筑紫であつたり大字若江というところでさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 要するに、区画整理内だけを扱ったわけやろう。旧地番のところはそのままでしょう。区画整理に入っていないところは旧地番のままでしょう。住所通知が来たみたい、住所変更になりましたって。それでこの番地が書いてあったけんさ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今、委員おっしゃるとおり、区画整理の区域外については、これまでの地番のままでございます。あくまで今回住所が変わるのは、区画整理区域内だけということになります。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） この前も1回説明受けたけど、筑紫が若江、若江が筑紫になったりした分があるやない。それはここら辺で、どこで見分けしたらいいのかな。

それは後でいい。資料があれば、これ、載せてくれたらいい。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） では、後ほど資料として配付させていただくということではよろしゅうございますでしょうか。

○委員（田中 允君） はい。お願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この区画整理区域の番地の表示は、何か統一のもので分かりやすく、住んでいる方が、何番地ならあそこ、何番地ならあそこ、あるいは、よそから訪ねてきた人が、何番地ならあそこというふうな表示は分かりやすい形であるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今の御質問ですけれども、いわゆる現地にはプレートとかはしてないですけれども、ホームページ上に、こういう換地図、この中には地番が載っているんですけれども、この換地図についてはホームページ上で公表させていただいてい

るところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば、昔、みかさ台に住んでいたんですけど、街区ナンバーがついているのと本当の登記上の番地が違うんですよね。宮の森もそうだった。例えば宮の森14の3とかいうと、あそこは原何番地とかあるんだけど、戸籍上のというか、住民登録上の番地というか、与えられた地番と通常生活で使うような、郵便屋さんが配達しやすいようなこの街区、28の街区、29の街区とかね。大きく地図が書いてあって、何街区はどこにあるかというのが見えるようなのが団地の入り口に張ってあったの。

今この地図を見ると、何とか区、34区とか14区とか、これ順番に並んでいるので、この何とか区はどこにあるという表示があれば、訪れる人も分かりやすい。そういう通称で使うような表示の仕方というのは、ありなのか、ないのか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今、辻本委員が言われています街区、実際の地番と通常の住居の地番がまた別々ということでございますけども、それについては住居表示のやり方になっています。今回、筑紫駅西口土地区画整理事業の区域においては、住居表示ということではなくて、あくまで土地の地番の整理を行った上で、その地番が基本的には住居の表示と同じ扱いになっていますので、基本的には何街区の何とかという形ではなく、今後は、例えば駐輪場であれば筑紫野市大字筑紫1550番地というところの表示になってくるということになります。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 私、原田7丁目11の1なんやけど、本籍地は大字原田〇〇番地なんよね。だから、こうなってくると、例えばコミュニティセンターでも、ここで生まれたとすれば、本籍は大字筑紫634番地の7になってくるんやけど、これが新しくなってくると大字筑紫1571番地が本籍地となってくるんだけど、そういったときには自動的に変わってくるのか、いや、住所表示と本籍地は別ですよという形になってくるのか、その辺はどうなっていますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今の御質問は本籍の地番についてのお話でございますが、

本籍については自動で変更することはありません。本籍については、旧地番のままであるという状態になっております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そうすると、全くもう土地がないところに自分の本籍地が残ってくる形になりますよね。実際、昔やったら本籍があったのに、もう今行ったら道路になって本籍が分からないよという感じになる可能性があるような気がするんだけど。

これはもちろん地元の人がそれでいいよということであるだろうと思うけど、昔は大字をのかさなら、小字があったやない、昔。大字は筑紫にしたら、小さいとき、例えば私は原田新町だったんだけど、新町のミズマチとか、そういう感じがあったんだけど、今はもうただ7丁目の11の1という形になってきて、ただし本籍は昔のままという形になっているけど、ちょっと何かややこしくなってきた気がせんでもないんだけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 皆さんいろんな考えの方がいらっしゃると思うんですけども、もうない地番で本籍があるのがやっぱりちょっと嫌だなという方については、大変お手数ではございますけれども、転籍届を出していただくという形でお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

すみません、私から一ついいですか。

筑紫駅前で御商売をされている方からちょっとお話があったんですけど、今言われた区画整理の分は住所変更になんてなるわけなんですけど、それ以外のところで、例えばビルの1階で御商売をされている方は変更があっているんですよね、番地の。

といいますのが、パンフレットをたくさん作っていたと。今回地番が変わりますから、またパンフレットを作り直さないかんという手間が降りかかってきましたという話だったんですよ。だから、そこら辺、ちょっとあれっと思ったんですけど、何か説明ありますか。地域住民の方の合意の上で地番変更がなされたんだらうと思うんですけど、何か見解ありますか。

私はこの説明を聞く上では、この公共施設だけが番地が変更になったのかなと思ったんですけど、全部、結局番地が振り直しになっているわけですよね。だから、そこら辺の合意形成がされる経過というか、経緯をちょっと説明していただきたいなと思ったんですけど

ど。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時24分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず、住所の変更についての周知の仕方からお話しさせていただきたいんですが、個人であつたり法人の所在地が変わられる方については、事前に、例えば住所変更手続の手引を作つて御案内したり、こういう予定の住所になりますよというところからお知らせをしているところです。随時、ホームページであつたり広報にも掲載しながら、あと、区画整理だよりの中でもお知らせをしながら進めてきたという状況でございます。

それともう一点、パンフレットについてのお話ございましたけれども、いわゆる住所変更に伴う補償についてはございません。予定をしていないというところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑のある方がありませんので、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例等の一部を改正する条例の制定の件について、討論される方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第40号、筑紫野市自転車駐車場条例等の一部を改正する条例の制定の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よつて、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第41号の件について説明をお願いしたいと思います。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、議案第41号、筑紫野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は38ページ、提案内容補足説明書は60ページとなります。

まずは提案内容補足説明書に沿って御説明をさせていただきます。提案内容補足説明書の60ページを御覧ください。

本件は、健全かつ良好な都市環境を確保するため、本年3月29日付で決定した福岡広域都市計画地区計画の萩原・城山地区に係る内容を追加するとともに、流通業務の総合化及び効率化の推進に関する法律の改正に伴う所要の変更を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容は記載のとおりでございますが、別表第1と別表第2について改正を行いたいと考えております。

次に、今回条例に追加いたします萩原・城山地区の地区計画について御説明をいたします。

本常任委員会への説明資料として別途お配りしております資料の2ページを御覧ください。資料としましては2段に分かれておりますが、まずは上段部分でございます。

初めに地区計画とは何かということでございますが、地区の特性にふさわしい良好な都市環境の形成を図るために必要な事柄を決める、都市計画法に定められたまちづくりのルールの一つでございます。道路や公園の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に設定し、地区の目標や将来像に沿った建築物の誘導を行おうとするものでございます。

次に、下段に移りまして、今回追加いたします萩原・城山地区の地区計画の概要でございます。

本地区は、市の南西部の市街化調整区域に位置しており、九州自動車道などの主要な道路に囲まれた市街化区域に隣接する区域であります。本地区計画では、インターチェンジの利便性と自然環境が調和し、産業集積と住環境が共生する活気あるまちづくりを目標として、市の産業振興に寄与することを目指して策定された計画であります。

ページをめくっていただきまして、次の3ページを御覧ください。

上段には位置をお示ししておりますが、むさしヶ丘団地の南側に位置する場所でございます。また、現況につきましては、下段に航空写真を添付しておりますが、その大部分は農地と山林でございます。

では、ページをめくっていただきまして、次の4ページを御覧ください。

上段には計画図を掲載しておりますが、大きくはA、B、Cの3地区に分かれております。赤色のA地区が戸建て住宅の用地、青色のB地区が工場・物流の用地、そして黄色のC地区には建築は行わない計画となっております。

下段に具体的な建築制限の内容を記載しておりますが、赤枠のA地区の建築物の用途の制限——建築できるものとしましては、住宅、公民館及び集会所などとなっております。また、容積率は200%、建蔽率は60%を最高限度とし、敷地面積の最低限度は200平米としております。また、壁面の位置は敷地境界線から1.5メートル以上、高さの最高限度は10メートルとしております。次に、その右側のB地区になりますが、建築できるものとしましては、事務所、倉庫、工場、自動車車庫などとなっております。また、容積率は200%、建蔽率は60%を最高限度とし、敷地面積の最低限度は設けておりませんが、壁面の位置は敷地境界線から3メートル以上、高さの最高限度は31メートルとしております。

以上、申し上げました内容も含めまして、条例に盛り込むため条例の一部を改正するものでございます。

説明については以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 執行部に説明がありましたが、質疑のある方。

田中委員。

○委員（田中 允君） この道路の取付け等について詳しく説明していただきたいと思います。進入路とか住居区域とかの道路の説明。工場のどこで出入りしていくのか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今、道路の件ということで、具体的には黄色のC地区の道路の分をお話しさせていただこうと思いますが、今回、C地区でございますけれども、まず、青色のB地区に物流倉庫が今予定されております。そのB地区に入るためのメインの進入路ということで、トラックはこのC地区の道路を使って出入りするという計画になっておるところでございます。

赤色のA地区は戸建ての住宅地でございますが、戸建ての住宅にお住まいの方については、もちろんCの道路を使ってもらうことも当然できるんですけれども、むさしヶ丘団地のほうから来るルートもございますし、高速の下から入ってくるというルートもございますけれども、主にこのC地区については、物流に入ってくるトラックがここを使うということを想定してつくる道でございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 道路の幅とか、そういう道路の設計が出ているんじゃないの。それがないと開発の事業の理解ができませんよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） すみません、説明がちょっと不足しておりました。

C地区の道路の幅員でございますけれども、おおむね12メートルで計画をしているところでございます。

以上でございます。

○委員（田中 允君） A地区は。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず、メインとなるこのトラックが入ってくるところは、先ほど申しましたように12メートルで予定をしておりますが、団地内の道路については6メートルで計画しておりますし、あとまた途中、9メートルの部分もあるというところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これ、むさしヶ丘3丁目から連坦していく街区になるかと思うんですが、さっき進入路はこの3丁目の、境目から言えば、今、広い道路に接している、九州自動車道の横を通る道路が入り口になるということですよね。それと、真ん中辺にでべそというか、ちょっと出てきているのがインター線とつながってきている、原田に出て行く道にアンダーか何かでつながると。ここの広さとか、ここの団地の入り口はほかにはないんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時42分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） このA地区に入ってくるルートでございますけれども、まずはむさしヶ丘団地から入ってくるルートと、このC地区を通過して入ってくるルートが、これがメインの道路でございます。幅員については、A地区のところで少し道路が濃くし

ている部分があるかと思いますが、ここの幅員は9メートルでございます。この団地の中の道路が6メートルというところで見ただけならなと思います。

それとメインの通路ではないですけれども、高速の下、既存のボックスを使って入ることもできるように整備を行おうとしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 念のためですけど、この街区4.8ヘクタールは、戸建て用地で何戸ぐらいの予定ですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 現在の予定では143戸を予定しております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 143戸の住宅地があると。なぜ道路のことをお尋ねしているかというと、ここに住んでいるときに、何かあったときにすぐにこの街区から、何かというか、災害時に退避できるような状況の道路状況なのかなと思って。これはちょっと厳しいんじゃないかなと。むさしヶ丘の3丁目につながる道路がふだんの生活道路で、こっち側が確かに工場・物流用地としてはあるけれども、そこを常に生活道路として使えるような状況になるのかなというところがちょっと不安だったので確認をさせていただきました。

とにかく、もうちょっと日常的に使える、学校のほうに行く道とか萩原のほうに行く道が、ボックス使うのであれば、そこをきちっと整備していただいて、今、薄暗くてとても見えそうな感じではないので、広く使いやすいようなことにちょっと気を遣っていただけたらなと思っています。

○委員長（宮崎吉弘君） ここは答弁求めますか。

しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

しばらく休憩します。

————— ・ —————
休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分
————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今、高速道路の下をくぐる既存のボックスについてのお話がありました。そのボックスについては、今回の開発の中では開発区域外という形にはなりますけれども、蓋をかけたり、暗いから照明をつけるということも、当然、今後の対策として出てくるかなと思いますが、そこは状況を見ながら、できるだけの対策を取っていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

城委員。

○委員（城 健二君） 高さ制限の関係で、B地区、31メートルまでオーケーという感じになっていますよね。そしてA地区には、今の話だと143戸の戸建てが建つという中で、これ、位置からして、B地区が隣接していると。その中で、マンションはここは建たないからあれでしょうけど、例えば31メートルまでは高さ制限できるんで、ここに31メートルの建物が建ったら、日照権の問題とかで今後いろんな感じで問題があつたりするんじゃないかと思うんですけど、どうなんですかね、その辺は。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 確かに今、委員おっしゃるとおり、B地区についての高さ制限は31メートルとしております。A地区側にびっちり建物を配置すれば、今、御心配いただいているような日照の関係とかが出てこようかと思いますが、現時点での配置の予定としては、十分距離を取った形で今計画をされてありますので、そこら辺は注意しながら進めていきたいなと考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 流通団地があるじゃないですか、古賀の流通団地。あその高さ制限は何メートルなの。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 古賀第1地区の高さでございますけれども、同じ31メートルで設定をしております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ここは、ゾーンは正確にはどういう地区になるわけ。準工とか、そういう意味で。B地区。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず、このB地区でございますけれども、今現在は市街化調整区域でございます。将来的には、準工業地域に編入するということを想定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第41号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第41号、筑紫野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

まず初めに、部長、説明職員さんの紹介をしていただいて始めていただきたいと思います。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして、所管事務報告になります。建築課職員が来ておりますので、自己紹介させていただきます。

○建築課長（永利啓次君） 建築課長をしています永利です。よろしくお願いします。

○空家対策・建築計画担当係長（山本裕介君） 同じく建築課空家対策・建築計画担当係長の山本です。よろしくお願いします。

○空家対策・建築計画担当主任（池田省吾君） 同じく建築課の池田と申します。よろしくお願いします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、空き家対策について説明をお願いします。

課長。

○建築課長（永利啓次君） お疲れさまです。

お手元のほうに資料を、行政区別空き家件数というのをお配りしておりますけど、こちらのほうを見ていただきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） マイクを近づけてもらっていいですか。

○建築課長（永利啓次君） はい。すみません。

令和元年7月に策定しました筑紫野市空家等対策計画で、5年ごとに実態調査を行うことと定めております。令和5年度に、5年に一度の空き家の実態調査を行っております。令和元年に計画を作成しまして、計画に基づき空き家等対策に取り組んでまいりまして、初めての実態調査ということになります。

実態調査の方法は、上下水道料金総務課から上下水道の開栓・閉栓使用状況の情報を収集し、また、上下水道の未整備地区については、行政区の区長さんから空き家の物件の情報を聞き取りながら、過去の調査と通報とかで把握している分を調べ、空き家の情報を集約してまいりました。空き家と思われる物件が841件ございましたので、841件を市の職員が1件1件現場を確認し、空き家かどうか判断したところでございます。

空き家と確認できたものが、こちらの表、資料つけておりますけど、496件という成果が出ました。

空き家等対策に取り組んで5年が経過しております。お手元の資料を御覧いただくとおり、5年前に計画策定するために調査したときの空き家の戸数が651戸でございましたの

で、5年間取り組んでまいりまして155戸の削減ができたというふうに思っております。

この5年間の削減の取組は、空き家の状態が悪く、近隣に悪影響を及ぼしていました空き家については、直接、所有者の御自宅へ行くなど時間がかかりましたが、交渉の上、売買や解体などで解決した分が7件ございます。また、所有者不明で放置されていた空き家がありまして、そちらのほうにつきましては職員が裁判所と協議を行い、相続財産管理人制度を利用し処分できた分が2件ほどございます。

そのほかに、年に一度、空き家の所有者に向けて空き家の適正な管理や処分を促すチラシの送付を行い、福岡県宅建協会とも協定を結んで、無料で安心して相談できる空家総合相談窓口を開設するなどしてまいりました。これらの対策を積み重ねた結果、少しは削減につながったというふうに思っております。

今後も空き家の削減と適正に管理を行ってもらうように、職員一同、より一層努力してまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　確かに155件減ってよかったなと思うんだけど、以前の調査のときには、この空き家はどのような状態かと、何かちょっと手入れをしたら貸家になるとか、もう駄目だ、いろいろ幾つかランクあって、これはもう取り崩すしかないみたいな件数の報告があったと思うんですね。

確かに155減ってよかったなと思うんだけど、それは今、理由があって、解体したのとか処分したのとかいうので減っているというのはそうだろうと思うけども、もともと空き家を調査して、何か生かすことができるかというのが、新たな、何ていうか、リフォームしたりして貸すことができるとか、そういうふうなのも一つの目的に入っていたんじゃないかなと思うので、その辺りでの成果みたいなのが今の報告はなかったなと。

あと、今の残っている状態で、496のうち、本当だったら空き家、こういうふうに空いたら高齢者でのグループで使いたいとか子どもたちの居場所にしたいとか地域で活用したいという要望が、全国的にはよくそういう事例があるので、そういうのに使えるような家が筑紫野市としては把握できているのかどうかというところでこの496件の実態が明らかになればいいのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○建築課長（永利啓次君） 空き家の状態までは調べております。その結果データもありますので、この後、また別にお配りさせてもらってもいいならお配りしたいと思います。

その後、言われました子どもの居場所づくりとか老人向けのカフェとか、そういうのをいろいろ相談受けておりましたけど、市街化区域であれば活用ができるのが結構あるんですが、市街化調整区域になると、今度、用途の制限が法律上、都市計画法で制限がかかってきまして、そのハードルを越えることができないというのが何件かございました。

その辺りを今後、国とかの規制を緩くしてもらおうとかすれば、空き家の活用を、住宅から住宅じゃなく住宅から店舗とか、そういうのができれば活用できていけるんじゃないかとは思いますが、今のところ、その辺りは市街化調整区域については厳しいところでございます。

市街化区域については、もう普通に御利用できている状況なので、空き家が店舗に変わったりしたところもございます。そういうのは多分もう市が意図しなくても、民間のほうでなっているんじゃないかと思っております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 多分もう整備しているのかもしれませんが、空き家の台帳みたいなものつくって、都府桜団地の、杉塚の14戸は何番地の誰々、どこの家という形でつくって、それをチェックすれば分かるような形ですか。そこまでしてあるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 空き家の情報は全て、所有者から住所から全部システムに入っておりますが、どうしても個人情報とかだったり、犯罪に使われる可能性がありますので、住所とかというのは公開しておりません。

あと、場所も地図上に落としておりますけど、それもし外に出てしまえば、この頃、空き家の空き巣とかが増えておりますので、その辺りに使われるのもいけないと思いますので、その情報の公開は今のところしてない状況です。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先ほど調整区域の部分が、ちょっと困難な部分があるとおっしゃっていましたが、今ある496件のうち大体どれぐらい、全体でいいんですけども、大体どれぐらいが調整区域に該当するののかというのがまず1点。

2点目が、この空き家調査の中で、所有者の意向調査などはされているのかというののも確認のため教えてください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 手元のほうに調整区域が何件あるかというのは分かりませんので、またそのデータをまた後でお配りさせていただくということでよろしいですか。

あと、もう一つ言われました、活用とかどういうふうな意向があるかというのは、今回調べて空き家と分かりました496件に直接アンケート調査を行っております。アンケート調査をしまして、全ての戸数からは返ってきておりません。165件からは返ってきておりますけど、その中で、今後売買したいとか誰かに貸したいとか、今までのように倉庫として使いたいとかセカンドハウスとして使いたいとか、その165件につきましては確認が取れているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

ほかありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 相続の管理の不明なところとかある分については、裁判所で、今2か所したと言ったかな、裁判の了解も取って。やっぱりそういうのはどんどん、どう言ったらいいかな、役所のほうから推進して直接どんどんやっていっているわけですか。向こうから相談受けてやるわけですか。どんな形になるの。相続人の人からということ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） あくまでも、相続人とかがいらっしゃらないんですね。だから、私たちのほうが空き家として今回実態調査で調べまして、またこの所有者とか全部調べていくんですけど、その所有者が分かっても、亡くなっていたというのが分かるんです。分かった後、じゃあ誰に適正に管理してくださいとさえばいいのかということで、また税務課とかいろいろ調べていく中で、相続人もいらっしゃらなかったというのが……。

○委員（田中 允君） ああ、そういうのもあるわけね。

○建築課長（永利啓次君） はい。ただ、このまま放置していたら朽ちていくだけじゃないかという物件が2件ほどあったと。そういう状態だったら周りにまた御迷惑おかけしま

すので、市が裁判所のほうに行って、空き家をなくしたいという相談して、じゃあ相続財産管理人制度を使いましょうという話で取り組んできたところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありませんか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認というか、あれになるんですけども、国のほうで空き家対策に関する推進の一部改正の法案が可決されたと思う。もう1年前ぐらいですか。その影響というのは、どのように市として捉えているのかということも教えていただけたらなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 大きく変わったのが、特定空家というのを認定しようという形になっています。特定空家というのは、今言いましたように、周りの方々に非常に迷惑がかかっている建物については、特定空家としてより厳しく指導というか、例えばで言うと、今、一般住宅であれば6分の1の減免をされていると思います、個人住宅、税金が。それを特定空家にすれば、廃止しますよとかいうのが強く言えるというのが改正の主な内容です。

筑紫野市の場合は、今回、実態調査しまして、そういう空き家というふうに指定していくかどうかを今から内部で協議していくんですけど、指定していけば、認定すれば、まだはっきりとは決めていませんが、そういう国の特措法が変わった内容で、6分の1の減免をあなたはもうやめますよとかいう話になります。

そこまでまだはっきりと決めてないんですけど。そういうのも、こうします、ああしますとなるときは、またこちらの委員会とか議会のほうに提案しながらいきたいと思っておりますけど、そういうのを今後考えていかなくちゃいけないかなとは特措法が変わって思っております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 空き家がありますよね。むさしヶ丘とか、空き家がありますね。20件ぐらいやったかな、むさしヶ丘は。22件ね、ありますよね。今度、さっきの城山の開発に関して、143戸やったと思うけど、新しい新築ができるわけよね。そこら辺のバランスはどのように考えたらいいのかな。市の方針として。ちょっとそこら辺りを教えてもらえれば。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 市の方針というのは建築課が言っていいかどうか分からないですけど、空き家の状態とか、アンケート調査をしました内容を見ると、空き家は売れるんです、筑紫野市の場合は。ただ、何で空き家が増えているかという、家財が整理できない、亡くなった方の家財が整理できないとか、もう一つは、よくある、相続でもめている。今までの経験上、家財が整理されたり相続が解決すれば、もうすぐその後、家が建っております、筑紫野市の場合。その辺りが整理できれば、間違いなく空き家はなくなっていっている状態なので、逆に新築の建物が建ったとしても、余剰で余ったりすることはないんじゃないかと私たちは思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

○建築課長（永利啓次君） 先ほど調整区域の数を調べてデータでお渡しすると話しておりましたが、少々時間がかかりますので、後日、会期中にお配りさせていただくこともよろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。

○建築課長（永利啓次君） すみません、よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） お願いしておきます。

じゃあ、休憩します。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時16分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、所管事務調査に入りますので、部長のほうから職員を紹介していただいて、調査をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 所管課が替わります。管理保全課が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○管理保全課長（菊武秀明君） お疲れさまです。管理保全課長の菊武と申します。どうぞよろしくお願いします。

○公園担当係長（原田裕介君） お疲れさまです。管理保全課公園担当係長をしております

す原田と申します。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、公園施設長寿命化促進事業について報告をお願いします。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） それでは、公園施設長寿命化促進事業について御説明させていただきます。

お手元の、表紙に公園施設長寿命化促進事業についてと記載がある資料のほうを御覧ください。

今年度、業務委託によりまして公園施設長寿命化計画を作成いたします。策定する公園の数は80公園で、総合公園や近隣公園などの規模が大きい公園や遊具や施設が多い公園を抽出しまして、優先的に取り組む公園を選定しております。

公園施設長寿命化計画の策定方法につきましては、大まかに3工程になりまして、一つ目が、予備調査として現地調査を行い、公園施設の設置状況、利用状況を調査し、併せて劣化や損傷状況の現状を把握します。また、調査結果を基に、公園施設を事後保全型管理または予防保全型管理施設に分類します。

二つ目は、公園施設の健全度調査として、予防保全型管理施設を対象に、詳細な劣化や損傷状況の確認調査を行い、健全度及び緊急度の判定を行います。

三つ目に、公園施設長寿命化計画策定を行います。本計画の策定では、予防保全型管理を行う施設について、予防保全型で長寿命化させる場合と、事後保全型で機能しなくなった段階で取り替える場合のどちらがライフサイクルコストを低く抑えられるかを比較し、どちらの管理方法を行うかを確定させます。以上を踏まえまして、長寿命化計画の計画期間をおおむね10年として、公園の維持管理の基本方針や各公園施設の管理類型、長寿命化対策の予定時期や対策内容を取りまとめ、公園施設長寿命化計画として整理をいたします。

計画策定のスケジュールにつきましては、6月から7月に予備調査を行い、8月から10月に健全度調査、11月から1月に長寿命化計画の検討を行った後に、2月に公園施設長寿命化計画の策定をする予定としております。

今後の取組といたしまして、御説明いたしました今年度に策定する公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な修繕や更新工事を実施し、公園施設の機能保全及び安全性を確保する取組を進めてまいります。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方。

田中委員。

○委員（田中 允君） 公園もいろいろありますよね、市の公園から、この前は天拝公園かな、二、三年前に見に行ったよな。あの後、何か悪かところのあったとか、何かけがしたとか何か言いよったよね、こけたとか何とか。それはそれとして……。

それで、公園も、小さいのが団地の中に小さい公園があるやない、団地の中とか。そこら辺りのとか、要するに市が管理している公園が幾つあるのか。中身が分からないから、長寿命化、長寿命化といっても、例えば橋やったら何橋りょうとか聞いて、今頭の中ぱつと入ってないけども、資料もらっているけど、公園については全然そういうのをもらっていないよね。どこまでが市が管理する公園なのか、また、民間の公園との、そのまま指導とか放置するのか、そこら辺りをちょっとお尋ねします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 公園の数についてのお問合せと思います。今、公園の数を、緑地と緑道という種類もあるんですけど、それを含めまして全部で216か所ございます。

詳細を申し上げますと、公園の種類がありますが、総合公園が1か所です。近隣公園が、二日市公園や天拝坂中央公園、岡田中央公園、原田公園、隈公園、五郎山公園の6か所でございます。

あと、天拝公園や上原田公園、特殊公園という分類で2か所ございます。

それと、筑紫野南公園として地区公園が1か所ございます。

それから、都市計画区域内にある街区公園です。それが174か所ありまして、緑地・緑道というところで指定しているところが18か所ございます。都市計画区域内の今申し上げた数の合計が202か所です。

都市計画区域外につきまして、その他の公園として分類しておりますのが12か所ございまして、同じく都市計画区域外にありますその他の緑道として区分しているのが2か所で、合わせて合計して216か所を管理しております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 一覧表を今度くれんかな。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 自己保全型と予防保全型の定義を教えてください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） まず、事後保全型施設管理につきまして、日常点検や定期点検を実施しながら、劣化や損傷、異常もしくは故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で取替えを行う施設でございます。

例といたしましては、小規模の休憩所や汎用品のベンチ、それとかメッシュフェンスとか車止めとかそういうものでございまして、もう一方の予防保全型管理施設とは、劣化や損傷を未然に防止しながら長もちをさせる施設で、日常点検や定期点検を行いながら、計画的に維持管理をする施設となっております。例といたしましては、大規模な建築物や土木構造物、もしくは高価な遊具の施設などがございます。こちらについては、遊具は年に1回の定期点検を行いながら管理しておりますけども、大半は事後保全型で分類されるというところで考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 後でこの一覧表にそういう形で書いてもらったらすぐ分かったと思うんだけど、そういう形で追加記入して資料を出してもらって、なおかつ、先ほど田中委員が言われた、公園の種類のことを一覧書いてもらったら一目見て分かるので、ちょっと面倒でしょうけど、事後でいいですから、資料を頂きたいなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 追加させていただきまして、提出させていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 遊具の関係についてお伺いしたいんですが、ただいまの説明で、事後保全型管理、そして予防保全型管理施設ということで説明がありまして、これ、うちのほうの公園でちっちゃい公園なんですけど、そのところが以前ブランコと鉄棒が設置してあったんです。それがこの1年ぐらい前に全くなくなってしまった状態になって、そしたら、付近の方から、ここで子どもたちが遊ぶのにすごい楽しみにしていたのが全くなかったと。

それでちょっと聞いたら、あれはもう老朽化しているんで、安全性を考えて撤去したということだったんですが、これはそのまま撤去してもう遊具は一切そこに置かないのか、それとも、例えばさっきのメンテナンスというか、取替えという形になるのか、その辺はどうなんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 遊具につきましては、日常点検と、あと年に1回の定期点検を行っております。定期点検におきまして判定を行いますけども、そこで危険であると判定されたものにつきましては、その場で使用禁止措置を取ってまいります。その使用禁止措置を取った後に、状況をよく調査しまして、撤去すべきなのか修繕すべきなのかということ判断するんですが、撤去すべきとなった遊具の質問だと思うんですが、まず、危ないので撤去させていただきます。その後につきましては、公園というのは、そこそこのつくられた年代によって、いろんな遊具が設置されております。じゃあ、同じものを設置するかというと、今、そこに必要であるだろう遊具というのを地元の方によく意見を聞きながら、今後こういった遊具を設置していくかというのをまた新たな事業で設置していくことになります。

○委員長（宮崎吉弘君） 今の説明でちょっとあれっと思ったんですけど、要は自治会とか、区にアンケートを取るんじゃないかなったんですかね。更新するのか、それとも撤去するかとか。

課長。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時33分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） まず、地域の方からの御要望としての意見を地元のほうで取りまとめているかと思います。その意見をお聞きしまして、こういった形で遊具が設置できるかとかいうのを検討させていただく段階でまた御意見をお聞きしながら、新しい遊具をつけるとなれば新規事業で取り組んでいかせていただく形になろうかと思っています。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。

ほかありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 城委員の質問に関連して質疑いたしますけれども、そもそもが、

点検された上で危険が見受けられたときに、まず区長さんに多分報告をされるのかなと思います。区長さんの判断といたしましても、やっぱり危険というふうに言われれば撤去の方向に進めなければならないというふうに思っております。そうした中で、住民の中での説明というものがなかなかできていないのかなと思います。結局、近所の子が遊んでたら、いきなり撤去されたというのは、ほかのいろんな自治会等でもあっているので、多分、城委員のところも対象だったんじゃないかなと思います。

その上で、今回点検をされて、撤去から、そこから新しく新設の要望を多分区長さんから市に出される。その上で、ラグが生じているんですよね。要は、地域の方からすると、遊んでいたのにいきなり撤去されて、結局いつ新しくつくのかなと。結局、予算の関係上、翌年、翌々年。それが各地域でそれぞれ撤去された順に要望を出していくんで、行き詰まっている感があって、なかなか遊具が見つからないという状況が今現状なのかなと思っております。

その上で、今回のこの長寿命化計画の中で、事前に点検の中でもその劣化進度というものをぜひお願いしたいなと思っていて、というのが、そうやってある方も、判断基準の中で、そろそろ更新時期ですよとか分かれば、総会とか自治会の中で、公園のここが今後更新というか、危険な箇所なので撤去されるということが分かれば、事前に町内で協議ができて、要望として、次はどういう遊具、健康遊具なり設置するという方向が定められるので、ぜひ検討していただきたいなと思うんですけども、その点のお伺いをまず1点。

あと、今回、市内の80公園が対象になるということで、先ほどの説明では、市内の公園自体は216か所あるというふうに説明がなされたと思うんですけども、今度、80公園に絞った理由。216か所だと結構多いので何かしら業務的なもので80か所にしたのかなと思うんですけども、80か所にしたのも、先ほどの聞いた内訳で、対象とする公園というのは何で80公園という、積算の部分というのをちょっとお示ししていただけたらなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 1点目の委員の御質問につきましては、確かに緊急度合いがありますと、先に撤去を安全のためにさせていただきます。それから新しくつくるためには、申し訳ありませんが、予算の確保から始めますので、非常に時間がかかる。そこにラグが発生しているというところですが、今回策定いたします長寿命化計画におきまして、ある程度、長い10年間のスパンであります。そういったところでの先の見通しと計画と併せて行いますので、この計画を活用しながら、そういったラグがなるべく少なくなるような形で市民の皆様に御説明ができるようなことができればいいなと思っております。

それと２点目の長寿命化計画の80公園を選定した理由というのは、先ほど触れさせていただきましたが、総合公園とか近隣公園などの規模が大きい公園や遊具や施設が多い公園を抽出しております。それで優先的に取り組む公園を選定したわけでございます。

選定をするに当たりましては、そういった長寿命化計画の策定の効果の高いというか、そういった公園を選んでおります。残りの公園につきましても、規模や設置施設などを鑑みまして、今後、策定効果が高いと判断されるものについて計画の策定を今後も行っていきたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 先ほど言ったところが、例えば城委員のところの公園がこの80公園に入っていれば、そういった対応がなされるかと思うんですけども、その216か所のうち今回は80公園に絞ってある、効果が期待ができるもので80公園に絞ってあるというのは分かっているんですけど、結局そこで入ってなかったところは、先ほど言われたとおりの状況になってしまうんじゃないかと懸念をしております。そういったそこへのフォローというものを、こちらの長寿命化計画には関わらないけれども、対策としてぜひ検討していただきたいと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 今までも御要望いただいております遊具の設置とかの地元の要望につきましては、今後も検討していろいろ設置をしていければと考えておりますので、順番等、予算の関係もございまして、全ての御要望にお応えすることは難しいかもしれませんが、そういった要望の整理もしていきたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、80か所を調査対象しとって、それ以外のところも暫時危険があればすぐ要望に応じてやりますよということやろ。予算の予算のというけど、やっぱり緊急度合いを見てやっていきますということやろ。そこら辺りをはっきり言うてんしゃい。答えが分からんとよ、あなたの言いよる意味が。ぱっと端的に言うたらいいやない。もう長寿命化の対象は、こうして長寿命化するための計画がありますと。それで決定していきます。それ以外、地元の住民とか、いろんな危険があれば、それに対応して随時取り組んでまいりますとかさ、そういうことをきちっと言わないから分からんとたい、何言いよるか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 田中委員の御意見のとおりで、この長寿化計画で策定し

ます内容は内容で対応していきますし、今までの御要望いただく分についても、点検しながら対応していきたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっき前田委員の質問に対してお答えになったときに、効果があればという言葉が使われたんですけど、効果があればということはどういうことなのかちょっと説明いただけますか。

一つ一つの公園の評価をして、こういうことやったらこういう期待値がこんだけあるからということ、いわゆる費用対効果が高いとかそういうところで、あるいは住民の要望が高いところだからとか人がたくさん住んでいるからとか、幾つか点数化するようなポイントがあると思うんだけど、最終的にはどういうふうな決定の仕方をするための指標みたいなのが何であるのかということをちょっと説明いただけますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） この長寿命化計画策定において、遊具の取替えであったり施設の更新とかそういうことにつきましては、一定、補助事業を活用できることになっております。そういったところも費用対効果を含めて、効果の高いところが、できそうな公園を選定したという部分があります。指標とかはないんですが、一応、施設が多かったり遊具が多いところを、効果の高いという表現にちょっと変えさせていただきました。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、今度は総合公園の大型複合遊具補修事業について報告をお願いします。

課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 総合公園大型複合遊具補修事業について御説明をさせていただきます。

お手元の、資料の表紙に総合公園大型複合遊具補修事業についてと記載のあるほうの資料を御覧ください。

総合公園大型複合遊具とは、通称、天拝の船でございますが、平成13年に完成して以来22年が経過しており、全体的に老朽化が進んでおります。今までも部分的に撤去するなどの対応をしてきましたが、このたび、利用者の安全性を確保することを目的に、老朽化が進行している箇所の補修を行うものです。

補修箇所代表箇所の写真を載せております。ロープの交換やリングネットの交換、木材のデッキ部分の撤去や鋼製部材のタワーの撤去などを行う予定です。

日頃の点検を行うことで、不具合箇所の早期発見や早期対応につながっており、簡易補修と今回のような全体的な補修を組み合わせることで安全性の確保に努めてまいります。

なお、天拝の船を含め、それ以外の大型遊具に関する事故は、令和2年のネットの破損に起因した事故以来、大型遊具の不具合に起因する事故の発生はございません。今後の事故防止に向けた取組といたしましては、令和6年度より、本年より職員でのパトロールを強化しております。また、委託による公園遊具の日常確認も検討しているところでございます。天拝の船を含め、公園施設長寿命化計画の対象となっている施設は、施設の調査結果や健全度調査の判定の結果を活用し、安全対策に生かしていきたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま報告がありましたが、質疑のある方。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　例えばデッキの撤去、タワーの撤去、上のロープ交換とかネットの交換というのは分かります。新たになるというところでは、前の機能が保たれると。ただ、デッキの撤去の理由が何であって、撤去したままなのか、タワーの撤去がどういう理由で撤去されて、撤去したままなのか、そこを御説明いただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○管理保全課長（菊武秀明君）　まず、デッキの撤去につきましては、これは木材での遊具になっておりまして、柱の部分の腐食であるとか、そういったところが非常に大きいものですので、もう元の形としての安全を確保することができませんので、そのまま撤去させていただきます。その後につきましては、この遊具の出入りの関係等ございますので、今後検討をしていくような形になります。

それとタワーの撤去になりますが、鋼材でできている関係で、根元の部分がかなり腐食をしておりまして、このままの根本だけを補修するというのは非常に難しいので、撤去をすることにしております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　よろしいですか。

ほかありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） ちょっとデッキについて確認なんですけども、遊具で、ロープで遊ぶやつがあるんですね。そこのデッキなのかというのをちょっと確認と、このデッキ、今、木材ということで撤去なされると思うんですけども、今、建築材料とかでも樹脂のデッキとかというのも出てきていると思いますが、そういった部分での更新というものは考えられないのかというのも教えていただけたらなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 初めの質問の分につきましては、ターザンロープの部分だと思いますけど、それは場所が少々違います。

それと、部材の関係ですけど、最近新しく腐食しにくいような加工のされているものとかありますので、もちろん長寿命化をするに当たっては、ライフサイクルコストも考えながら、総合的に費用対効果を考えて、そういった部材を採用するということでも今後考えていく予定でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 撤去はいいんだけど、撤去した後の代替の品というのは何か考えられるのかなと。それはちょっと危ないけん、撤去はそれはそれでもいいかもしれんけど、代わるものも何か……。全然これはもう使い道もないし、もう撤去したほうがいいよということであればそうなるかもしれんけど、いや、やっぱりこれはしっかりしていれば、また子どもたちがここで遊ぶよということであれば、撤去した後に代替品をつけてやるということも大きな必要性があるんじゃないかなと思うんで、その辺はどうですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 横尾委員仰せのとおりで、危険なものにつきましては撤去をさせていただきますが、遊具の中でどういった役割を果たしているかとかいうところで、このタワー撤去につきましても、中に入って遊ぶという感じですので、タワーにつきましては撤去のみを考えております。先ほど言いましたデッキにつきましては、船の上に行くところとつながっている関係がございますので、どういうふうにつながれるかとかいうのは、今後検討していきたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時49分

再開 午前11時50分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、所管事務調査、浸水対策について。職員が入れ替わりましたので、紹介をした後、報告をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） それでは、所管課が替わります。土木課職員が来ておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○土木課長（深見勝彦君） お疲れさまです。土木課長の深見と申します。よろしくお願いいたします。

○土木整備担当係長（坪井 望君） 土木課土木整備担当係長をしております坪井といいます。よろしくお願いいたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○土木課長（深見勝彦君） それでは、浸水対策について御説明させていただきます。

委員会説明資料を用意させていただいておりますので、こちらを御覧になっていただければと思います。

表紙をめくりまして、鷺田川・紫行政区の浸水対策についてということで書かせていただいております。

まず、浸水対策につきましては、今年度、市営鷺田川周辺治水対策基本設計業務委託を予算計上させていただいて、現在業務に取り組んでおるところでございます。

履行箇所につきましては、その次のページに図面をつけさせていただいております。こちらで御説明しますけども、青で示している左上のあたりですが、これ、ちょうど太宰府市境になりますけど、杉塚地区0.61キロ平方メートル、それに隣接する形で、緑で示しております塔原地区が0.74キロ平方メートル、その横にオレンジで示しております一番大きい範囲になりますけども、こちらが鷺田川流域2.37キロ平方メートル、その右側になりますけども、紫で示しております高尾川流域0.75平方キロメートルの合計4.47平方キロメートルが対象面積となっております。

この業務につきましては、浸水被害を軽減することを目的に、被害発生状況調査並びに分析を行うとともに、その対策について、短期、中期、長期と大きく三つに分けて計画を

策定して取り組んでいこうと考えております。

具体的な例としましては、短期はどういうものかということで、ため池とか調整池などの既存施設を有効活用すること。どうしても施設を新たに一から造るということになりますと時間も費用もかかってきますので、既存施設をまず有効活用することで、短期的な取組ができないかということで考えております。あとは、公共工事や民間開発において流出抑制をするということで、例えば透水性舗装というアスファルト舗装に水が染み込むような舗装であったりとか、あと、浸透ますといいまして、雨水のますがその周りに、土の中に浸透していくようなものの活用とかを推進していくような取組を考えております。

また、中期の目標につきましては、雨水幹線の整備であったり、あと雨水貯留施設、市役所の駐車場の下にも設けていますけども、一旦水をためることで下流域への影響を少なくするような施設の整備を考えております。

長期につきましては、河川の本線の改修によります断面拡幅とか、あとは河道掘削、河川の底をちょっと掘り下げることによって川の断面を広げるようなことを考えております。

なお、こちら、今現在、業務に取り組んでおりますが、計画の進捗状況につきましては、もう少し具体的なところは12月議会あたりで詳細な報告ができたらしとのところ考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） 申し遅れましたけど、この調査は議会報告会で上がっていた分になります。

質疑はありますか。横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） これはあくまでも設計の業務委託やから、実際ずっとこれを調査して、これが終わった後、どういう具体的なことをやろうかという形になるでしょうから、来年度かな、来年の2月28日までで終わるので、次の年の予算計上に出てくるのかなと思うけど、大体そういうスケジュールでやっていくんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○土木課長（深見勝彦君） 短期のものにつきましては、すぐ取り組める部分が必ずあると思いますので、そういった部分については、もう令和7年度には取り組んでいきたいなと今のところ考えております。特に具体的にじゃあどこをとという話を12月議会あたりでさせていただけたらと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、補修工事の在り方について説明、報告をお願いします。

課長。

○土木課長（深見勝彦君） 補修工事の在り方について説明させていただきます。

すみません、これ、委員会説明資料は特に用意しておりません。よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） これも議会報告会の質問になります。

お願いします。

○土木課長（深見勝彦君） 例えば舗装が傷んでいる場合等の補修工事についてなんですけども、その程度を職員によって確認しております。そのときに、少し陥没したという程度だったら、もう職員による補修を今現在取り組んでおるところでございます。全庁的に、もしそういったのを発見したら土木課に通報することを依頼しながら、現場に出たときに、こういうのが発見されたとか、私たちのところに情報が入るような体制を市役所全体で取りながら対応しておるところでございます。

職員で難しいような補修となれば、工事業者に発注して補修するとか、あとは、もう全体的に舗装が老朽化して部分的な対応ではもう難しいような場合は、車線単位でのある程度の範囲で舗装したりとか、そこそこによって対応が異なっているところがございます。ただ、限られた予算でできるだけ有効に活用しながら補修するようにしておりますが、ある程度の範囲になるとどうしても費用もかかってきますので、どうしても次年度以降にしか対応できないとかいう案件がございます。

あとは、上下水道とかガスとか、ほかの工事、埋設の工事をやるときにどうしても舗装を破って工事するので、そのときに傷んでいるところについては、土木課のほうでも一部費用負担して、全体的に全面復旧をしたりとか、そういったのはその都度、その事業者と協議して、可能な限り一体的な工事をするので費用も削減しながらやっておるところでございます。

引き続き適正な維持管理を行うことで、安全性を確保しながら、事故等の防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。再開を13時からしたいと思います。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時59分

○委員長（宮崎吉弘君） お時間前ですけれども、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、報告をしておきます。議員が一人、追加で傍聴に入っておりますので、よろしくお願いします。御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、会議に入りたいと思います。

所管事務報告で、筑紫野市水道事業及び下水道事業資金管理運用方針について、執行部が替わりましたので部長から御挨拶をしていただき、職員の紹介をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 皆様、お疲れさまでございます。環境経済部長の平嶋でございます。朝からの慎重審議、お疲れさまです。

まず、うちのほうの所管としましては、所管事務報告7件、所管事務調査4件の審査のほうをよろしくお願いいたします。

次に、説明員の紹介をさせていただきます。

上下水道料金総務課長の山田和成でございます。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 山田和成と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 工務課長の山田学でございます。

○上下水道工務課長（山田 学君） 山田学です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 料金総務課財務管理担当係長の勇川でございます。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 勇川と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 上下水道工務課水道担当係長の鶴岡でございます。

○水道担当係長（鶴岡靖生君） 鶴岡です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 同じく、下水道担当係長の新山でございます。

○下水道担当係長（新山武志君） 新山です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしくお願いいたします。

まず所管事務報告で、筑紫野市水道事業及び下水道事業資金管理運用方針について、料

金総務課長より説明させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） では、料金総務課のほうから説明をさせていただきます。今、皆様のお手元のほうに、こちら、A 3 縦書きの資料 1 枚物と A 4、3 枚とじの資料と 2 セット準備をさせていただいていると思いますので、御確認をお願いします。そろっておりますでしょうか。

それでは、説明のほうに参ります。

こちらの A 3 縦書きの資料ですけれども、こちらのほうは水道事業と下水道事業の手持ち資金をいかに安全かつ有利に管理運用していくかについて、その方針の概要をまとめたものになっております。

それでは、A 3 の資料に沿って説明いたします。

まず、最初の 1、運用方針策定の目的についてですが、こちらの方針を定めるに当たりまして、地方自治法と地方公営企業法施行令に関連する規定がございまして、それに基づき方針を定めております。

一つ目は、地方自治法第 235 条の 4 第 1 項にあります普通公共団体の歳入歳出に属する現金は、政令の定めるところにより最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないという規定です。

次に、二つ目は、地方公営企業法施行令第 22 条の 6 第 1 項にあります管理者は、地方公営企業の業務に係る現金を出納取扱い金融機関、収納取扱金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管しなければならないという規定です。

これら二つの規定を踏まえまして、本市水道事業及び下水道事業の公金の資金管理運用方針には、確実かつ効率的な管理運用を図るための方針として、三つの柱を定めております。まず一つが資金の元本確保が確実であること、2 点目が支払い準備に支障を来さないようにすること、3 点目が安全性や流動性を確保した中で最も有利な運用を行うこと。この三つの柱を定めております。詳細につきましては、別とじになっております A 4 資料の 1 ページ目の上段を御覧ください。

別とじの資料のほうには管理運用方針として、第 1、趣旨からずらりとまとめておりますが、まず第 1 目の趣旨と三つ目、第 3 の資金運用の基本方針、こちらのほうに先ほどまとめておりました三つの柱について触れております。

なお、今、皆様のほうに御覧いただいております筑紫野市水道事業及び下水道事業資金

管理運用方針につきましては、市長決裁を経まして昨年末に決定した方針となっております。

それでは次に、A3の下段のほうです。2の債券運用について説明をさせていただきます。

債券という言葉をお聞きになられたことがあるかと思いますが、債券というのは国や地方公共団体、企業等が当面の運転資金を調達するために発行する借用証書のようなものです。資金を円滑に調達するために、借主である国や地方公共団体、企業は、借り受けた資金である元本の返済に加えまして、これとは別に元本に対する利子を貸主のほうへ支払う約束をいたします。その結果、貸主であります債券購入者は、債券を保有している間は利子を受け取ることができ、かつ保有期間が満了しますと貸し出した資金が元本として戻ってまいります。それによりまして、銀行に預けておくよりも利子の分だけ手元資金を増やすことができるという構造になっております。

ただ、債券はいいことばかりではなくてリスクも当然ございます。それは借主の経営がうまくいかずに財務状況等が悪化した場合、いわゆる利子の支払いはおろか元本さえ戻ってこないという、いわゆる信用リスクが発生する可能性があることです。そこで債券を購入するに当たりましては、慎重な上にも慎重を期して購入する銘柄を選定することが必要です。公営企業が購入するともなれば、なおのこと安全性や確実性を見極める必要があるかと言えます。

以上簡単でございますが、本市の水道事業及び下水道事業管理運用方針と債券についての説明とさせていただきます。

こちらからは今年度——令和6年度予算にて実施します債券購入についての説明に移らせていただきます。

今年の3月議会の予算委員会のほうで皆様方にお諮りいたしまして、有価証券購入費用として計上しました2億円の令和6年度予算につきまして、審議を経て御承認をいただいたところでございます。それを受けまして、今年度下半期に債券を購入しようということで、これまで準備を進めてまいりましたけども、そうした中で想定外に早いタイミングで比較的有利で安全性の高い債券の発行が始まるということが分かりましたことから、当初予定しておりました時期を前倒しして、現在、購入へ向けた手続を進めさせていただいております。

購入する銘柄は、地方公共団体金融機構が発行いたしますグリーンボンド債という債券で、購入予定額は2億円、償還期間は5年間となっております。利率のほうも比較的良好

で、年利0.638%となっております。この利率によりまして、今後1年間で127万6,000円、5年間トータルで638万円の利子の収入を得られる見込みとなっております。

以上をもちまして、水道事業及び下水道事業資金運用方針に基づく債券の購入についての説明とさせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、これに対する質疑がある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 具体的にどこですか、団体は。地方債というか、それはどこにあるわけ。どこでどのようにしているのか。システム。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 購入先は地方公共団体金融機構といいまして、こちらのほうは日本の全ての都道府県と市区町村から出資を受けた公的機関になっております。こちらのほうが債券を発行しまして、各地の自治体のほうに融資という形で資金を交付するんですけれども、そういった機構から今回は買い付けるということでさせていただいております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 前はよそのどっかが発行した市債か何か、市債というのかな。債券を買ったことはなかったかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） 上下水道では今回初めての購入になってよかったと思います。会計課とか、一般会計のほうでは以前からそういった運用の実績はございますけども。

○委員（田中 允君） これ以外のところでやっているんですね。

○上下水道料金総務課長（山田和成君） はい。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。いいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、常松浄水場中央監視装置更新事業について報告をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 常松浄水場中央監視装置更新事業について御報告いたします。

筑紫野市には市内2か所の浄水場がございます。常松浄水場と山口浄水場です。この2か所の浄水場の監視設備が当時のシステムのまま現在監視を行っているところです。両浄水場の監視システムともに老朽化していること、機器の廃番なども出てきている状況もあっているところです。この状況下で今後も監視していくことには限界が来ていると考えていることから、今年度より常松浄水場中央監視装置更新事業として、令和8年度までの3か年度で本事業を進めていきたいと考えております。

別紙でお配りしている資料1ページ目を御覧ください。

今年度——令和6年度から8年度までのスケジュールを記載しておりますが、まず第1弾の工事としまして、表の上段の①常松浄水場中央監視設備更新工事です。この工事内容については、現在の配水施設の監視方法は、常松浄水場に関連する配水施設は常松からしか監視できない状況、山口浄水場に関連する配水施設は山口からしか監視できない状況で、どちらの浄水場も老朽化が顕著なため、監視システムを新しくすることに伴い、常松から一元管理できるようにするための常松浄水場内の工事となります。

2ページ目を御覧ください。

常松浄水場の現在の中央監視装置です。常松浄水場の心臓部になりますが、この装置が3ページをお開きください。これは、春日那珂川水道企業団の中央監視装置の写真を企業団から頂きまして、あくまでイメージですが、このような感じとなります。

4ページ目を御覧ください。図面です。先ほどの心臓部の監視装置の写真は、この図面の一番上に、LCD監視制御装置とありますが、この部分になります。図面の赤枠で囲んでいる部分においては、図面右下に注記として記載しておりますが、それぞれ現在の機能から新しく更新するもの、増設するもの、機能が不必要になるものを注記として記載しておるところです。

この工事についてのスケジュールとして1ページに戻っていただきまして、表の1の欄を見ていただきたいと思います。設計金額としましては、表の下が一番上の米印に記載しておりますが、2億1,291万6,000円です。この工事は一般競争入札案件となりますので、先日、5月下旬に入札公告を行ったところです。その後、開札による落札者決定は7月中旬を予定しており、この工事は1億5,000万円以上のため議会の議決を要することから、その業者とまずは7月下旬に仮契約を結ぶ流れとなります。その後、9月議会において議案を提出させていただき、皆様から御可決をいただいた後、10月上旬に本契約を結び、予定としては着手が10月中旬頃からと考えているところです。

次に、第2弾の工事、表の中段の②配水施設遠隔監視設備更新工事についてです。表の

下の一番上の米印にも書いておりますが、現在、発注準備積算中です。この工事の内容については、現在は各配水施設の監視については、テレメータ回線により監視しておりますが、モバイル回線によるクラウド方式を採用し、各配水施設にその設備、システムを構築するための工事となります。今までの監視はテレメータ回線であったことから、落雷による停電や倒木により電線が切れた場合、監視ができなくなってしまう状況であったものが、クラウド方式を採用することにより、仮に落雷により常松が停電したとしてもパソコンやタブレットなど、どこからでも監視できる状況となることから、災害にも対応できる状況が構築できることになります。

この工事についてのスケジュールとして、表の2の欄を見ていってほしいのですが、現在、発注準備をしているところで、こちらの工事についても一般競争入札案件となりますので、入札公告を7月下旬予定とし、開札による落札者決定は9月下旬を予定しており、契約を10月上旬とし、第1弾の工事と並行して10月中旬から着手していけるように進めていきたいと考えております。

最後に表の下段、一番下の欄の③常松浄水場中央監視設備他更新工事施工監理業務委託についてです。

先ほど説明した二つの工事は特殊な専門的な工事となりますので、その二つの工事を速やかに進めていくために監理業務を専門の委託業者と契約を行うものです。こちらについても表の下の一ばん上の米印に書いておりますが、現在、発注準備積算中です。入札による落札者決定を9月下旬とし、10月上旬に契約を結ぶ予定で発注準備を進めております。

以上、今年度より二つの工事及び一つの監理業務委託を進めてまいります。

今年度の支出については、表の下我真ん中の米印に記載しておりますが、それぞれの契約額に対し、4割を前払い金として支出します。表の下の一ばん下の米印に記載しておりますが、残りは令和8年度に完了し、工事完成認定後、それぞれ前払い金を除いた額を支払うこととなります。工事完了予定は令和9年2月末としておりますが、一日も早く工事が終わるよう、今後、決定する監理業務委託業者、施工業者とも密に協議をしながら進めてまいりたいと考えているところです。

説明は以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方は。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回の工事に伴いまして、山口浄水場の通常、中央監視していた部分がこちらの常松のほうで一元化されるというところなんですけれども、説明が今あつ

たとおり、こちらのシステム構成図で確認いたしますと山口浄水場で管理している設備部分というのは、こちらでいうと現場の部分に当たるということですか。それとも別の図面があつてということですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 山口浄水場は浄水場で制御とか、そういったのがございますので、そのままの状態でございます。しかしながら、常松浄水場でも見られる、山口でも見られるという形にはなります。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） ということは、伝送系統でいうと、山口浄水場の分はこちらの図面では特にはないということですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そうでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑はありませんか。田中委員。

○委員（田中 允君） この1回目で入札したところが引き続き随契みたいな形で入札するんでしょう。システムは引き続き同じような……、変えたらできなくなるんじゃないの、1、2、3。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 申し訳ありません、①の分と同じように②も進めていくということよろしいですか。

○委員（田中 允君） そうそう。

○上下水道工務課長（山田 学君） そのとおりでございます。

○委員（田中 允君） いや、要するに業者だったら。

○委員長（宮崎吉弘君） 業者が1番、2番、3番同じ業者なのか。

○委員（田中 允君） 1、2、3までで関連して同じ業者が取っていかないとけないことになるんじゃないの。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） いや、そういうわけではございません。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 誰でも1期目をしておいて、2期目もできるわけですか。業者が変わっても何ら工事というか、メンテナンスに差し支えないんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 問題ございません。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありませんか。

ちょっと私からいいですかね。前回、システムの構成図を見ている限り、市役所のほうでも監視というかデータを見られるという報告があったというふうに記憶しているんですけど。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） パソコンとかタブレットですね、そういったものがあればどこからでも見られますので、どこでも見られるということになります。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

それでは次に、上下水道老朽管更新の進捗状況について報告をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、報告させていただきます。

前回——3月議会において、6年度末時点で上下水道の進捗率がどのようになるのかという御意見がございましたので、その件について御報告させていただきます。

まず、上水道の老朽管更新の進捗状況について説明させていただきます。お配りしている資料の1ページ目をお開きください。

上水道の老朽管更新につきましては、平成17年度に策定した第1期老朽管更新基本計画、平成28年度に策定した第2期老朽管更新基本計画の下、現在、老朽管更新工事を鋭意進めているところでございます。そのような中、まず、①老朽管更新対象延長としましては、約110キロメートルを対象に進めているところです。

②令和5年度末時点の老朽管更新済延長としましては、約37キロメートル完了しているところです。

③については、令和6年度——今年度の老朽管更新工事の予定延長となりますが、約1.7キロメートルを予定しているところです。

今年度の更新工事箇所については、3ページの位置図を御覧ください。

位置図の赤色箇所、杉塚地区と紫地区、筑紫駅前通地区の3か所を行ってまいります。この令和6年度の工事が予定どおり完了すると、1ページに戻っていただきまして、④令和6年度末時点の老朽管更新率として、右下に記載しておりますが、35.4%が完了することとなります。

続きまして、下水道の説明をさせていただきます。2 ページ目をお開きください。

下水道の老朽管更新につきましては、平成25年度に策定した長寿命化計画、平成28年度に策定したストックマネジメント計画の下、現在、老朽管更新工事を鋭意進めているところです。

初めに、更新工事を行うまでの流れの説明をさせていただきます。まず、最初のステップとして管の調査。管にカメラを入れて調査を行い、老朽化している箇所を見つけます。その次のステップとしましては、調査により老朽化が判明した箇所の工法を決定するための詳細設計を行います。

工法の考え方としては、一つ目、老朽化している箇所を管更生で行う工法、これは、管の内面——内側ですね、内面をライニングといいまして、樹脂で保護するやり方、管から漏れている場合や管の強化を目的とする工法で行うものです。

二つ目、新しい管を布設する布設替えで行う工法、これは例えば管と管やマンホールがずれていたりしている場合は管更生工法では対応ができませんので、この布設替工法により更新工事を行うこととなります。そして、工法が決まりましたら、その次は最後のステップとして老朽管更新工事を行う流れで進んでいきます。

そのような流れの中、6 年度末時点までの進捗状況について、2 ページの①、まず管の調査について、調査済延長、令和 5 年度末時点で約20キロメートル、令和 6 年度については二日市地区において約 7 キロメートルの調査を予定しております。よって、令和 6 年度末時点における調査済延長は、予定としまして約27キロメートル完了します。

次に、②老朽管更新対象延長、令和 5 年度末時点で約4.6キロメートルの不良箇所が調査により判明しております。令和 6 年度にも、先ほど申し上げましたように約 7 キロメートルの調査をかけますが、対象延長は調査が終わる年度末しか分からないことから未計上としております。よって、老朽管更新対象延長としましては約4.6キロメートルです。

次に、③老朽管更新済延長は令和 5 年度末時点と記載しておりますが、これについては約2.8キロメートルが既に完了しておりますので、実際の延長となります。

次に、④令和 6 年度——今年度の老朽管更新工事の予定延長となりますが、約230メートルを予定しているところです。

今年度の更新工事箇所については、4 ページの図面を御覧ください。

場所は針摺となります。青色で塗られた範囲の中、ゆめタウンの右側に赤色で表示している管路について、約230メートルの布設替工法による工事を行ってまいります。この針摺地区については、既にカメラ調査も全て完了し、現在、更新工事を毎年度行っている箇

所となりますので、このエリアの状況の説明をさせていただきます。

図面右下のほうを見ていただきたいのですが、令和元年度から2年度にかけてカメラ調査、詳細設計を行った中で、老朽化している管が約1,666メートルと判明したことにより、令和3年度から5年度までに約803メートルの更新が完了しております。令和6年度に230メートル更新工事が完了すると、合わせて約1,033メートルの更新工事が完了するため、針摺地区につきましては1,666メートルから1,033メートルを差し引き、約600メートルほどの延長が完了すれば、針摺地区の更新工事は完了します。なるべく早期に完了するよう進めてまいりたいと考えております。

2ページに戻っていただきまして、⑤です。

令和6年度末時点の老朽管更新率については、右下になりますが、64.7%が完了することになります。上水道、下水道ともに議員皆様の御理解の下、予算を御承認いただきながら、鋭意更新工事のほうを進めさせていただいております。誠にありがとうございます。

今年度も上下水道老朽管更新工事のほうを着実に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明がありました。質疑のある方はありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 議会報告会に行ったら、どのくらいで終わりましたかという質問があるので、今日もらった資料を参考にして、そういう形を今後生かしていきたいなど、そういうふうに思います。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。
しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午後1時30分

再開 午後1時31分
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

1名の方から傍聴の申出がっております。これに御異議ございませんか。ないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、しばらく休憩します。

〔傍聴者入室〕

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 1 時31分

再開 午後 1 時32分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、所管事務報告に入りたいと思います。

水質調査等の結果について報告をお願いします。部長、職員が替わりましたので、紹介を兼ねてよろしくお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまです。説明員が入れ替わりましたので、紹介させていただきます。

まず、環境課長の益永でございます。

○環境課長（益永 晃君） 益永です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当係長の小椎尾でございます。

○環境保全・廃棄物担当係長（小椎尾公憲君） 小椎尾でございます。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 所管事務報告の水質調査等の結果についてということで、環境課長より説明させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、所管事務報告のほうをさせていただきます。

まず一つ目でございます。付箋の資料 1 を御覧ください。水質調査の結果について、1 ページでございます。

2 ページをお開きください。水質調査箇所図でございます。こちらについては、右下のほうに箇所図、また、検査の時期について書かせていただいております。表中の上の段でございますけれども、毎月行っているのが①②⑤⑦⑧⑨でございます。年に 2 回、5 月と 2 月に行っている箇所については①②③④⑤⑥、そして図中の左上に A というアルファベットの文字がありますけど、そちらのほうについては年に 2 回行っているところでございます。

続きまして、先ほどの毎月行っている水質調査の結果でございますが、3ページから6ページまでございまして、今回は5ページの1月からとなっているところでございます。

まず、3ページの一番上の行を御覧ください。こちらの基準等について御説明申し上げます。

表中の横軸がpHから電気伝導率、そしてBODにかけての検査項目14項目となっております。それに基づいて縦軸でございますけれども、それぞれに基づいた環境基準のほうが表示されております。

まず、安定型処分場の維持管理の基準、または安定型処分場の廃止基準、こちらについては廃棄物処理法に基づかれた環境基準のほうがお示しさせていただいております。まず安定型処分の維持管理の基準については、CODについては40ミリグラムパーリットル以下となっております。

続きましてBODでございますけれども、20ミリグラムパーリットル以下となっておりますところでございます。安定型処分場の配置基準において、BODは同じく20ミリグラムパーリットル以下と定められているところでございます。

続きまして、水質汚濁に係る環境基準でございますけれども、生活環境の保全に関する環境基準（河川B類型）、それと人の健康の保護に関する環境基準については、環境基本法に定められた環境基準となっております。

下のほうに説明文が書いていますけれども、2段目、生活環境の保全に関する環境基準というのは、類型を当てはめる水域の指定は政府及び都道府県知事が行っておりまして、当該測定地点は指定された水域ではございませんが、B類型基準と比較しておるところでございます。

続いて、生活環境の保全に関する環境基準のpHと書いています水素イオン濃度の範囲でございますが、6.5以上8.5以下と定められております。BODについては、3ミリグラムパーリットル以下と定められております。人の健康の保護に関する環境基準については、ホウ素のほうが1ミリグラムパーリットル以下と定められているところでございます。

一番下の要監視項目についてですけれども、4段目に説明文が書いていますけれども、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるものでございまして、こちらについては指針値となっております。全マンガンについてが0.2ミリグラムパーリットル以下、ウランが0.002ミリグラムパーリットル以下となっているところでございます。

基準等の説明については、以上でございます。

それでは、今回、一番新しい1月の分から説明申し上げたいと思います。5ページの表の上から三つ目を御覧ください。

調査日が令和6年1月12日に実施をしているところでございます。先ほど言いました横軸が水温から水素イオン濃度、電気伝導率からBODにかけてが検査項目になっております。そして縦軸が①St-12”から⑨St-11’まで、こちらについては先ほど2ページにありました水質調査箇所図の丸の番号と合致しているところでございます。こちらについて、環境基準等以上に数値が出ているところについては太文字で書かせていただきますので、主にそちらの説明を申し上げたいと思います。

1月12日の①St-12”については、全マンガンが0.2の基準値に対して0.48、ウランについては0.02に対して0.0088と基準値を上回っております。

⑨St-11’でございますけれども、こちらのほうも0.002に対して0.0038と基準値をしているところでございます。

調査日は2月9日でございますが、同様の手順で説明をさせていただきます。

①St-12”については、全マンガンが0.2に対しまして0.66、ウランに関しましては0.002に対して0.0068、⑨については、St-11’が0.2に対し0.23、ウランに対しましてが0.002に対し0.0036となっているところでございます。

続きまして、6ページになります。6ページの表が3月の実施分になりますので、同様の形で説明をさせていただきます。

①St-12”については、0.2に対し0.81、ウランに対してが0.002に対し0.0052、⑨St-11’についてでございますけれども、0.2に対し0.84、ウランに対してが0.0025となっているところでございます。そして、一番最後のBODというところでございますけれども、St-11’においては、こちらが3ミリグラムパーリットルに対しまして4.4となっているところでございますが、下の米印にありますとおり硝化反応というものが起きています。このBODというのが有機物を分解するために使う酵素を測定するものでございまして、アンモニア性の窒素が微生物の働きで硝化性の窒素に酸化される場合がありますと、硝化するときの酸素と一緒に計測されるために、このアシルチオ尿素というものを添加いたしまして、硝化反応を抑制した場合の測定になりまして、そちらの括弧書きの1.2となるところで、実際には基準値を下回っているということで説明をさせていただきます。

次のページ、7ページでございます。

7ページが2ページで説明いたしました年2回、検査結果を行うものの検査結果になっております。横軸は同様に、①から最後、A対照点まで場所のほうをお示しをさせていただきます。

だいております。そして横軸が項目ということで、天候から一番最後の電気伝導率という
ようなことで、検査項目を掲げているところでございます。それらの基準等については、
項目の次の2列目になりますけれども、基準等についての数字が記載をされております。
こちらの基準については①から④までございまして、表の枠外になりますけれども、①水
質汚濁に係る環境基準についての中の人々の健康の保護に関する環境基準ということで、①
が27項目ございます。

②が水質汚濁に係る環境基準についての中での生活環境の保全に関する環境基準（河川B
類型）に定めておりますけれども、そちらの環境基準となっております。

③に掲げるものについては、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係
る技術上の基準を定めるものでございまして、安定型再最終処分場の廃止の技術上の基準
と定めております。

④が水質汚濁防止法に係る全国全ての水域の特定事業場に適用される排出基準というこ
とで、これの基準を満たしたものを検査項目として測定をしているところでございます。

そして、横軸の②と④でございしますが、全て数字が空白となっているのは、水量不足の
ために欠測ということになっております。そのほかの検査した結果はそれぞれの数値のと
おりになっておりますが、環境基準のほうを満たしたものとなっておりますので、それぞ
れの数値の結果については省略をさせていただきたいと思っております。

そして、8ページでございます。

福岡県の水質調査の結果について、こちらについては1月から3月分となっております。

9ページを御覧ください。

処分場周辺の水質等調査地点でございます。こちらについては左側のS t -12から右上
のI -2まで7か所でございます。

そして、施設内ですけれども、10ページでございます。

まず、青の点になりますけれども、こちらのほうが全部で8か所ございまして、水質調査
の地点となっております。赤丸についてはガス調査地点ということで、全部で5か所、地
点がでございます。そして、これらの結果でございますけれども、主な数値については、18
ページから21ページまでございますが、かなり数字が細こうございますので、11ページの
グラフに基づきまして御説明申し上げたいと思います。

11ページは水質調査の特にCODと言われるものについて、結果を出しているところで
ございます。枠の中に書いていますけれども、こちらのCODについては化学的酸素要求
量といいまして、湖や沼及び海域での有機物による水質汚濁の指標のことを言っておりま

して、科学的な酸化における酸素消費量となっております。この酸素消費量が高ければ高いほど水が汚れているというようなことでございます。

そして、安定型処分場の浸透水の維持管理基準というのが40ミリグラムパーリットルとなっておりますのでございます。それぞれS－1からJ－2までの検査箇所において、40ミリグラムパーリットルというところに赤点で書いていますけれども、こちらが基準となっており、これはちょっと分かりにくいんですけども、1月から3掛けの三月については基準値を下回っているところでございます。

12ページでございます。

CODの産興（場外）になっております。こちらについても同様な形で見ていただけたらと思いますけれども、St－11からSt－19の3か所についてお示しをさせていただいているところでございます。こちらについても同様にCODの基準値を下回っているところでございます。

13ページでございます。

こちらのほうがBODと言われるものでございまして、枠の中に説明をさせていただいておりますけれども、生物化学的酸素要求量といいまして、主に河川の有機物による水質汚濁の指標となっているところでございます。好氣的な細菌による酸化における酸素消費量となっております、こちらのほうも消費量が多ければ汚れているというような認識でよろしいかと思います。こちらの安定型処分場の浸透水の廃止基準でございまして、20ミリグラムパーリットルとなっております。表中、右下になりますけれども、1月から3月分について、S－1からJ－2について20ミリグラムパーリットルを下回っているところでございます。

続きまして、BODの場外でございます。14ページでございます。

先ほど申し上げましたBODというのは20ミリグラムパーリットルにおいて基準値となっておりますが、こちらが生活環境の保全に関する環境基準になりますと、3ミリグラムパーリットル以下が基準となっております。こちらについても、St－11からSt－19まで検査を行っておりますが、20の目盛りのところにちょうど点線でありますけれども、こちらの生活環境の保全に関する環境基準では3ミリグラムが基準となっておりますのでございます。こちらについても、ちょっとまた後から説明をさせていただきますが、先ほどの硝化反応を抑える薬によって数値を出しているところでございます。

15ページを御覧ください。

15ページでございまして、BOD産興（場内）でございまして、こちらのS－4、

同じところでございますけれども、先ほど言いました硝化反応を抑えたような形がS-4 (ATU-BOD) と書かれている黄色の折れ線グラフとなっておりますので、こちらのほうは1月から3月においては、そちらの数値を下回っているところがございます。

同じく16ページ、こちらについては場外St-11について調査を行っておりますが、こちらのほうも1月から3月においては、硝化反応を抑えた検索の仕方でありますと基準値を下回る形となっているところがございます。

17ページが産興最終処分場発生ガス調査(硫化水素)の分でございます。こちらについては、B-2から102にかけて計測を行っているところがございますけれども、令和6年の1月から3月にかけては大きくぶれはないところがございます。

先ほど申しました18ページから21ページまでが先ほどの調査の数値となっておりますので、御一読をよろしくお願いいたします。

続きまして、受託廃棄物の残量について御説明申し上げます。22ページでございます。

令和5年12月現在、残量でございますけれども、廃塗料が約30トン、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物が約70トン、汚泥が約450トン、廃石膏が約10トン、合わせて560トンとなっております。

受託廃棄物の搬出状況でございますが、1月から3月において廃油が3立米排出をされており、これをトンに直す係数がございますので、そちらの係数を乗じて掛けると、参考値としては2トン搬出をされたということで報告をいただいております。

その下の表、平成18年度からの累計でございますけれども、先ほど言いました廃油の欄が3立米、県のほうから受けた報告の数量になっておりますので、2トン増えたような形になっています。今回、県のほうが立米数で報告を受けておりますので、細かく汚泥と廃油を分けさせていただいて、表のほうがちょっと分かれた数字になっておるところでございます。

以上が報告の内容となっております。よろしくお願いいたします。

○委員長(宮崎吉弘君) ただいま報告を執行部より受けましたが、質疑のある方はありますか。

横尾委員。

○委員(横尾秋洋君) 今、報告した際に聞きましたけど、この内容としてどういう評価をされているのかをお願いします。

○委員長(宮崎吉弘君) 課長。

○環境課長(益永 晃君) まず一つ目に、受託廃物廃棄物の件ですけれども、今まで廃

プラとか紙くず、木くずあたりの搬出がここ二、三年、多く出ていたところでございますけれども、県の指導もあってか、廃油のほうで搬出されているところでございますので、その辺りについては評価をさせていただきたいと思います。

また、本市の毎月行っている水質調査の中でS t-12とS t-11において、全マンガンやウランの検出が基準値というか、こちらのほうは要監視項目ではございますが、指針値を上回っているのが、例年、高めに出ているところでございます。この辺りについては県のほうとしっかりと連携を取りながら、今この状況をしっかりと県のほうに報告をいたしまして、できれば、7月にも会議がございますので、その生活環境保全連絡会の中でどういう見解を県のほうがお持ちであるかというのをしっかりと聞いて見定めていこうと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今の部分は、今まで説明を聞いたのは自然由来じゃないかというような形があって、こういう埋立てをしたことも原因ではないんじゃないかというような話あったんだけど、やっぱりそういうことを7月に会われれば再度確認しておいてほしいなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） おっしゃるとおり、いろいろ今までの会議録を見させていただきました。中身について、できる限りこちらも県のほうにお話をさせていただいて、説明の見解を聞いてまいりたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 7月に生活環境保全連絡会があるのであれば確認していただきたいんですけど、18ページに1月分の水質調査の結果があるんですけど、S-3、B-4、B-5のところの水温が1月なのに19度、17度、19度、18度で高いということがなぜなのかというところがまず一つ。それから、この同じ列で、例えばナトリウムの値がそのほかのところに比べてちょっと高い。例えば、ナトリウムあるいはカルシウムは3桁です。この辺りはなぜここで……、これは次のページに行っても、やっぱりS-3、19ページもカルシウムがほかの部分に比べて高くなっているとか、ここは当然にECも高くなっているんですけど、20ページもカルシウムが高くなっている。ここはもうナトリウムも高くなっているんですけど、やっぱりこの辺がなぜ高くなっているのかというのを科学

的に説明できるように、県にお尋ねしていただけたらいいかなと思っています。

というのは、場内ではないけれども場外の出ている水路で、水路の底が固まったようなものがあるので、なぜあんな山の中で川の底のカルシウムが固まるような状況になってしまうのかというのを説明していただきたいというところでお尋ねしていただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほど辻本委員がおっしゃいました内容については、確認をさせていただきたいと思います。それぞれの検査項目がどのような影響でこういった中身になっているかというのは、しっかりと県のほうに話をしてみたいと思います。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） それと、この測定値は赤で分かりやすくしてください。2 ページ。

○環境課長（益永 晃君） 了解いたしました。

○委員（田中 允君） ほかのところは色をつけて分けてくれているからわかりやすくなっている。

○環境課長（益永 晃君） 申し訳ございません。

○委員長（宮崎吉弘君） では、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

そうしたら、10分ほど休憩しましょうか。しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時58分

再開 午後 2 時10分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、エコ・センチュリー21株式会社の周辺域の水質調査の実施地点について、報告をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、資料の2でございます。エコ・センチュリー21株式会社の周辺域の水質調査の実施地点についてでございます。

前回の委員会の中で陳情がありました検査箇所、そして、本市で行っております水質検査の実施地点についてプロットしていただきたいということでありましたので、2 ページ

を御覧ください。

2 ページにオレンジ色の円がございますけれども、真ん中にエコ・センチュリー21株式会社がございます、そこから1.3キロの円を描かせていただいております。

そして、検査箇所について御説明申し上げます。

①の赤枠、②の青枠、③の青枠、そして④の赤枠についてでございますが、こちらのほうが陳情でございました検査が始まる前に調べていただきたいと言われたものについてでございます。

まず、①の赤枠でございますが、こちらの東吉木公民館については、実際に今年度実施予定にしておるところでございます。

②の青枠、上阿志岐東公民館については、近くに⑥四反田橋が近接しておりまして、こちらの河川の水質検査のほうを実施するようにしておりますので、②については検査は行わないように考えております。

③の青枠についてでございますが、小古野橋近くの池でございますが、⑧の小古野橋において、本市において実施しておりますので、同じような値が見られるというようなことで実施のほうは考えておりません。

④でございますけれども、山家第三区公民館については、令和6年度繰上げで実施をする予定にしております。

飛びますけれども、⑦中阿志岐公民館についても、まずは令和6年度に繰上げを行いまして実施をするようにしております。

その他、丸がついて赤いアンダーラインが入っているところについては、本市のほうで行う箇所になっておるところでございます。

そして、続きまして、3 ページでございます。こちらについては、令和5年度の水質検査の結果になっております。

表の横軸でございますけれども、こちらについては地下水の測定箇所になっております。ナンバー1の筑紫野太宰府消防本部からナンバー5の筑紫野消防署南出張所までの5か所となっております。そして縦軸でございますけれども、こちらのほうが地下水の水質汚濁に係る環境基準というのがございまして、そちらの全項目について測定を行っているところでございます。

こちらのほうに考察を書いていけばよかったんですけれども、全ての地点において、地下水の水質汚濁に係る環境項目は基準を満たしており、地下水の水質汚濁は認められなかったというようなまとめをいただいているところでございます。

続きまして、A 3 の 4 ページでございます。こちらについては河川の水質検査の内容になっております。

縦軸にナンバー 1 からナンバー10までありますけれども、それぞれの河川名、そして、それぞれの橋の名前が記載をされております。令和 5 年度においては、次の採水年月日を見ていただければお分かりのとおり、5 月 11 日、8 月 30 日、11 月 21 日、2 月 8 日と 3 か月ごとに取水を行い、検査を行っているところでございます。

こちらの検査項目については、天候あたりも書いておりますが、こちらが公共用水域の水質汚濁に係る環境基準についての生活環境項目というようなことで定めている検査項目を検査しているところでございます。

こちらの表の見方でございますけれども、表中の左側の 11 行目に pH と書かれた水素イオン濃度と言われるものでございますが、こちらの場所でいうとナンバー 5、宝満川、土島橋というところの 8 月 30 日が赤文字で 8.8、またはナンバー 6 の宝満川、樟橋でございますが、こちらの 8 月 30 日の数値が 9.0 となっているところでございます。

本来であれば、水素イオン濃度は 6.5 から 8.5 の間でとどまるのが望ましいと書いてあるところでございますが、数値としては赤文字で書いてあるとおり、その基準以外のところで検査結果が出ているところでございます。

同様に 1 行下の BOD についても、樟橋の 8 月 30 日は 3.5 となっております、こちらについては 3 ミリグラムパーリットルの数値を若干上回っているところでございます。

それから 3 行下でございますけれども、大腸菌数でございます。こちらについてはナンバー 2 の原川、岩本新橋、11 月 21 日が 1,100、ナンバー 3 の桜木川、四反田橋が 4,000、宝満川の宝満橋が 9 万 9,000、そしてナンバー 8 の山家川、若宮橋は 11 月 21 日が 3 万 2,000、ナンバー 9 の山家川の間片橋が 6,800 となっているところでございます。

こちらの数値の基準については 100 ミリリットルあたり 1,000 以上あれば、ちょっと異常が出ているというような中身になっています。ただし、本来、大腸菌というのは人や動物の大腸に生息するものでございまして、河川の生息はないところでございます。予測されるところが検査ごとに高い数字が出ているわけではございません。道路や畑の跡で降雨して洗い流された場合、増加する傾向もあるというようなところですので、引き続きこの大腸菌数については注視をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　すごくいい一覧表をつくっていただいたなと思っているんですが、今、説明あったpHのところのナンバー5と6の土島橋と樟橋で、これは8.8とか9.0で、何かアルカリ性のものが流されたのかなというふうに思うので、この時期、8月30日前に地域で薬剤の散布をしたとか、何かそういうことがあったのかなのか、8.8とか9.0が出た時点で地域の行事で何かなかったですかみたいに調べていただくといいのかなと思いました。

あと、大腸菌のところが9万9,000ですね。これは宝満橋のところにたしか牛小屋があったような気がする。もうなくなったのかな。何かそういう家畜を飼っているところから流出してきているんじゃないかなとかいうのを見ていただけたら、この表から……、これぐらい大きいと、ちょっと何かあったのかなというので調べていただけたらいいかなと思うんですけど。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○環境課長（益永　晃君）　先ほどの回答を申し上げます。

水素イオン濃度自体もやっぱり温度が高くなれば影響も出てくるところでございますので、その辺りを一元的に解析するのはなかなか難しいところでございます。

あと、先ほどの宝満橋の9万9,000という数字も確かに特定するのはなかなか難しいと思いますし、もしこの数値が下流にまで影響をしているのではないかなという見込みも出てきますので、その辺りをパターン化するのはなかなか難しいところでもありますけども、前年度分や来年度もそうした同じパターンが見られる場合については、やはり先ほど辻本委員が申し上げられたとおり、何らかの形でパターンを特定できる原因が見つけられたらいいかなというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ほかありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君）　最初のカラーの分ですけど、エコ・センチュリー周辺の水質調査の3番、小古野橋近くの池というところでいえば水がたまっているところなんですね。流れないところというふうに理解していただいたら、小古野橋のほうは川の水だから流れているというところで、ここは焼却炉なので焼却したものの排煙がよく上に上がって、ひゅーっと800から1キロぐらい離れたところに降下してくるんですね。それが水に溶けてきた場合にどういう影響があるかというのを見るときには、川の水が流れているところよりも止まっている水のところ、池であるとかで見るのがいいのかなと思っているので、ぜ

ひ今の間にここの近くの池、あるいは農業試験場にも池があるので、あそこなんかをちょっと使わせていただくとか、川や地下水ではないところも表面から排煙の影響というか煙の影響が確かめられるような地域でもあらかじめの数値を把握しておいて、これはまだ今の時点のあれだから、多分今やっても何も出てこない。今やっても何も出てこないということが一番いいことで、将来、稼働したときにどういうふうな変化があるかというのと比較するときの基礎データになるというところで、ここの数字があったほうがいいかなというのは、ちょっと思っているところです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 御回答申し上げます。

そうですね、小古野橋近くの池についても同様な形にはなるかと思いますが、実際に小古野橋自体でも影響が若干なりともやっぱ出てくると思うから、その辺りは執行部の検査を事前にさせていただくようなことでお願いをしたいと思います。

あと、福岡県の農業大学校でございますけれども、実際に水質検査の内容を聞くことはできるというようにお話を、いわゆる情報公開で取ってくださいということだったんですけども、例えばそれを何というんですか、転用というか、例えば委員会でも一緒ですけども、数値の結果を表に出すことは控えていただきたいということで、それは御遠慮させていただきますということでしたので、例えば御本人様、また、情報公開の対象、我々もそうなんですけども、する分については全然問題ございませんというような回答をいただいたところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） そのところですよね。あらかじめ情報公開で市がデータとして、農業大学校の実験補助のところだから敷地内にある池なんですよ。でも、農業用のため池だから、あそこの水を取らせていただくということで、自ら検査をしてしまう。情報公開ではなくて水をいただくということで、こちらが市のほうで検査しておくというのはできないんだろうかなということです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） そうですね、検査結果が同じであれば、本市のほうで農業大学校のほうにいただいた中身で、私たちとしてはデータを蓄えておくというようなことができるので、そういうことでちょっと対応させていただければありがたいかなと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） この間、農業大学のデータをもらったら、あそこで取っているのは、あくまでも河川の水と地下水なんです。表面水ではないというところで、新たな場所として提案というか、ここ以上の検査が必要ではないかということを行っているので、今、農業大学からもらうとか、試験場からデータをもらったところで欲しいデータではない。地下水と河川水しかないんですよ。特に、くみ上げて上に運び上げている水は川の地下水なんですよ。川なんだけど、その横の地下水を取ってあるので、表面水ではないということです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 先ほどの辻本委員のお話でございますけれども、またちょっとその辺りは検討事項として掲げさせていただきたいと思いますので。御助言ありがとうございました。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今、エコ・センチュリーは、何か起工式は終わってもう半年以上過ぎたのかな。もう1年近くになるのかな。大体、今、どんなふうな状況か分かりますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 私のほうも、今現在、いつから稼働するかというのはちょっと把握はしていないところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） そうしたら、さっき、この円の中の周辺で実施する予定というところがあったんだけど、いつ頃、水質検査をする予定か分かりますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩します。

休憩 午後2時27分

再開 午後2時27分

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

課長。

○環境課長（益永 晃君） すいません。先ほどのエコセンチュリーの操業開始予定が、手元の資料にございますけれども、令和7年7月という資料がございました。それ以降に検査を行う形になりますので、令和6年度後半を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 使用前・使用后じゃないけれども、建設前と建設後とをお互いチェックしないとどう変化していったかが分からないから、しっかりと進行前にやっておいてください。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 横尾委員、御助言をありがとうございました。しっかりと内部で協議をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員（田中 允君） 協議やなくちゃんとせれって言うたったい。内部で協議しますって言うたやない。検査しますとは言っていないよね。内部で協議しますとしか言っていないでしょう。勝手に変えたらいかん。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。課長。

○環境課長（益永 晃君） すいません、失言でございました。今年度行うということで、よろしく願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続いて、クーリングシェルターの開設について所管事務報告をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、資料の3でございます。クーリングシェルターの開設についてでございます。

2ページをお開きください。1枚ものになります。クーリングシェルターについてでございます。

「クーリングシェルター事業とは」と書いていますが、炎天下外出時等での移動が危険な状態に、公共施設やショッピングセンターの空間または一部を一般開放し、涼める休憩場所を提供する取組となっているところでございます。

このクーリングシェルター指定の背景でございます。緑の枠で書かせていただいておりますが、熱中症による死亡者数が近年は年間1,000人を超えていること、熱中症警戒アラートは令和3年度から実施してきましたけれども法的な位置づけがなかったこと、今後、極端な高温が発生することが見込まれることから、法的裏づけのあるより積極的な熱中症対策を進める必要があることから、気候変動適応法というものがございまして、こちらのほうが改正になったところでございます。

この気候変動適応法の主な改正点を表にまとめております。

現状といたしまして、環境省と気象庁で熱中症警戒アラートを発信しておりました。法改正後の措置といたしましては、現行アラートを法的に位置づけまして、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒アラートを創設しております。

二つ目でございますけれども、極端な高温時への対策が国内での取組では限定的でしたが、法改正後の措置といたしまして、冷房設備を有する公共施設やショッピングセンター等をクーリングシェルターとして指定し、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、一般に開放することとなったところでございます。

ちょっと文字が小そうございますけれども、クーリングシェルターの基準というのがございまして、①適当な冷房設備が備わっていること、②熱中症特別警戒アラートが発表されたときにはクーリングシェルターを必要としている方々に開放できること、③クーリングシェルターの利用については、利用者にとって適切な空間を確保できるように管理をすることとなっております。

これに基づきまして、本市といたしましては、生涯学習センター、カミーマリア、コミュニティセンターの7館、これら9施設をクーリングシェルターとして開放することといたしました。また、イオンモール筑紫野、ゆめタウン筑紫野も協定済みでございまして、今後、さらなる民間施設への普及も検討をしているところでございます。

以上、説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま報告がありましたが、質疑のある方はありますか。

田中委員。

○委員（田中　允君）　アラートを発令する基準とか何かあるんですか。国が定めると思いますが、どういうときかなと思ってね。

○委員長（宮崎吉弘君）　課長。

○環境課長（益永　晃君）　田中委員の質問にお答え申し上げます。

一つは熱中症警戒アラートというのがございまして、前日の17時頃に当該地域に発表される予定になっております。そして、当日の5時頃に当該地域に発表する、これが熱中症警戒アラートとなっております。ちょっと説明が足りなかったんですけれども、県内に12施設の暑さ指数情報を提供する地点がございまして、該当する地域について発表があることになっています。

熱中症の特別警戒アラートについては、県内の12か所で暑さ指数35が全ての提供地点において示された場合において、こちらの熱中症特別警戒アラートが発表になります。大体

前日の14時頃に当該自治体のほうに連絡がありまして、当日0時から実際に発表されることとなっております。それに基づき、例えば、福岡県のまもるくんや環境省のグループLINEなどで、大体皆さんが起きてくる7時頃に気をつけましょうということが、順次、促されます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） この特別警戒アラートは様々に発表されるということですが、筑紫野市のLINEもぜひ活用していただきたいと思います。

また、クーリングシェルターの位置づけといたしまして、既存の公共施設だったらみんなから誰でも休めるような場所が一応ありますけれども、今回の事業化ことに伴って変わる部分、施設として場所を設けるということですが、例えばショッピングセンターにおいても通常からベンチなどを置いてありますけれども、このクーリングシェルターの事業に伴って市民が分かりやすい場所を用意してくださるという取組があるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） LINEについても、基本的に熱中症特別警戒アラートが出た際には、極力外出は控えてくださいとか、こういう場合は気をつけてくださいとか、涼しいところでお過ごしくださいといったものを筑紫野市のLINEにおいても流す予定です。

クーリングシェルターについては、公共施設、または大型ショッピングセンターについても、一つはのぼりやポスターを掲げるようにはしておりますが、大型商業施設は広うございますので、はっきり言ったらどこで涼んでもらっても構わないという中身になっています。それを我々が本当に言っているのかどうかというのはちょっと分かりかねますけれども、暑くなったときにやむなく外に出ている場合において、そこで一旦お休みになって涼んでくださいというのが本施設の趣旨で、こちらのほうに避難してくださいという施設ではございませんので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 健康推進課との連携などはどういう形で取り組みますか。例えば、高齢者あたりが、行ったら1人でもうね……。電気代節約でエアコンを入れてなかったとか、そういう話がよくテレビで出ようけんね、そこらあたりが、健康福祉課というか、こ

のアラートというのは、環境課だけではなくて、どのような形で全庁的に進められますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 私たち環境課のほうも健康推進課も、原則、熱中症対策としては同じような呼びかけをさせていただいているところでございます。できれば、エアコンも渋らずに、涼しいところで過ごしていただくのが第一だと。そもそも、こういった特別警戒アラートが出るということはかなり暑うございますので、屋外になるべく出ないようという呼びかけを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっきLINEの話が出たんですけど、古賀市が去年からかな、「現在の暑さ指数」という暑さのマップみたいなのをいつも出しているんですよ、常時。それを見ると5段階表示されていて、危険から厳重警戒、警戒、注意、ほぼ安全みたいな、毎日の気温とそういうものを出しているの、できたら、LINEでよそのを転送するだけではなくて、ここの気温なりを出していただけると、より確実な情報になると思うので、御検討いただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） LINEの機能についてはデジタル政策担当で行っていますので、もし可能であればそれをやるとして、できないようであれば、先ほど辻本委員がおっしゃったように、情報が提供してあるところ、リンクをしてあるところにメールをするなどの工夫をしてまいりたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 最後になりますけれども、このクーリングシェルターは環境省がマニュアルを公開していると思います。その中に冷房の設定温度というのがありますけれども、天候などに合わせて来訪者が涼しいと思える温度に施設管理者が設定するというので、東京の八王子や武蔵野市は、設定温度の例として、空調の設定温度ではなくて、室温で28度、ほかのところも室温で26度や室温で27度といった形で定めています。

各コミュニティなどは、子どもが勉強していたり、高齢者の方が暑くてふらふらになってくるのかなと。そういったことを考えたときに、設定温度が28度だと室温はそれを超える場合が多くて、注意することとまで書いてあるので、しっかりと設定温度ではなくて室温が適切な涼しいと思えるような温度に設定することが必要なのかなと。コミセンの運営者や管理者の方にそういったことを周知する、独自に自治会レベルで公民館を開放すると

ということだったら、そういうところも含めて周知する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 各コミュニティは、公共機関もそうでございますけれども、お願いに参って調整の段階では、こちらのクーリングシェルの基準に書いてあるとおり、利用者にとって適切な空間を確保できるように管理することと定めておりますので、そちらのお願いについては、現状で各施設管理者のほうにお願いをしたところでございます。

もし、不快というか、暑さ対策、外から来た方がいきなり一気に下げてくれとかということは想定しておりませんが、公共施設であれば十分に対応ができると思いますので、その辺りは途中経過も含めましてしっかりと見極めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） ちょっと私の考え過ぎかもしれませんが、クーリングシェルターについて、例えば、新型コロナウイルスの関係が去年の5月に5類に緩和されているわけなんですけど、以前は3密と言われている中で、今でも気にしている人は結構おられて、実際にマスクなんかを今もやられています。私は全然考えないんですけど。こういうことを考えると、適切な空間を確保できるように管理しなければいけないということがあるんじゃないですか。そういう中で新型コロナの感染をどう考えられているか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 新型コロナの対策も必要ではございますけれども、実際には、非常に暑がっている方の命に関わる事態があることを仮定すれば、現状の運用の仕方でも致し方ないのかなと、先ほどの城委員のお話を聞いてちょっと思っているところです。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 今の段階では別に対応してないということですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 対応してないというところはあれですけど、現状の運用で行うということでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き所管事務調査に入ります。

ペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定について報告をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） それでは、所管事務調査の内容でございますペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定について御説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。所管事務調査資料、ペットボトル資源循環リサイクルに関する事業連携協定についてでございます。

2024年の1月29日でございますけれども、筑紫野市、小郡市、基山町とコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社とで協定を締結しております。

主な内容といたしまして、使用済みペットボトルの全てを新たな飲料水用ペットボトルに再生する連携協定を締結いたしております。そちらの内容について下のほうに絵がございますけれども、ボトル to ボトルリサイクルによるペットボトルの完全循環ということで、こちらの内容の説明を申し上げます。

一番上に「消費者（市民）」と書いていますが、飲料水を買う際は主にペットボトルであると思います。飲料水を飲むと、空になった分別収集したペットボトルをリサイクル工場に持っていきます。そのままコカ・コーラがペットボトルとして再生をいたします。この循環でもともと分別収集したペットボトルを基にペットボトルができるということで、新たな材料を加えずにできるこのようなりサイクルがボトル to ボトルというものです。以前のようにペットボトルが服や卵のパックなどになると一過性で燃えるごみになってしまふことから、コカ・コーラと事業提携することによって、こちらに書いておりますように1本当たりのCO₂排出量が60%削減できるという取組になっております。

そして右側でございます、すいません、字が小さいですけれども、令和6年度の契約単価額は、福岡県の日本容器包装リサイクル協会というところがございまして、こちらでペットボトルをいわゆる入札価格で一番買取り価格の高いところと契約をしております。令和5年度までは筑紫野市もこちらの日本容器包装リサイクル協会に加入をしていました。そうした福岡県内の落札平均額にプラス1トン当たり1,000円を追加した形で契約単価額を決めているところでございます。

表中で申し上げますと、年度別排出量及び売却益といたしまして、現状、4月から本格

的に稼働していて成果がちょっと今は出ておりませんので、令和5年の排出量からシミュレーションさせていただきました。令和5年度の単価は年平均で5万7,250円となっておりまして、搬出実績は253.9トン、ペットボトルの売却益が1,453万5,775円でございます。令和6年の単価でございますが、本来、ペットボトルのこちらの契約単価額は、単価が非常に増減いたしますので、上期と下期に分かれておりまして、現状は上期の単価になっております。こちらの上がった単価の5万7,300円に253.9トンを掛けますと1,454万8,470円となりまして、単価が上がった分の差額は1万2,695円となっております。しかしながら、1トン当たり1,000円上がることによって、搬入実績である253.9に1,000円を掛けていただければ分かりますとおり、今までの単価に比べて25万円ほど利益が増えることになります。

ちなみに参考程度でございますけれども、年度別契約単価水推移と書いておりますのは、年度の平均を単年度ごとに示したものでございます。令和3年度が2万2,000.5円でした。令和4年度になると一気に上がりまして8万4,805.5円、令和5年度が先ほど申しました5万7,250.0円でした。引き続き下期もございますので、こちらの搬入実績に注視して売却益を見定めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明を受けました。質疑のある方はありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） コカ・コーラボトラーズジャパンとの協定締結ということになっていますが、例えば、飲料メーカーはほかにも麒麟やアサヒ、サントリーなどたくさんありますけど、何でコカ・コーラボトラーズとの契約になったのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時50分

再開 午後2時51分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○環境課長（益永 晃君） ただいまの城委員の説明にお答え申し上げたいと思います。

まず、こちらはコカ・コーラのほうから投げかけがあったと聞いております。その中で、筑紫野市、小郡市、基山町の3市町の首長とお話をさせていただくのと同時に、今まで搬出しておりましたクリーンヒル宝満も含めて、こちらの事業が実際にCO₂排出量も削減されること、また、契約単価も通常の福岡県内の日本容器包装リサイクル協会より高いこと、それらも含めて検討しながら実際に契約を締結したところございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後2時52分

再開 午後2時53分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務調査、天拝山観月会開催事業の進捗状況について、担当が替わりましたので、部長から紹介を受けた後、報告をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 説明員が入れ替わりますので、紹介させていただきます。

商工観光課の課長、川口でございます。

○商工観光課長（川口 隆君） 川口です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の武藤でございます。

○商工観光担当係長（武藤智史君） 武藤です。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、所管事務調査をよろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） それでは説明をお願いします。

課長。

○商工観光課長（川口 隆君） それでは、天拝山観月会開催事業の進捗状況について御説明いたします。まず、資料の表紙をめくっていただいて、資料を基に説明させていただきます。

まず、概要です。

菅原道真公ゆかりの天拝山周辺で歴史を偲び、秋の名月の時期に開催される祭りです。

太宰府天満宮でともされた御神火をかがり火としてたき、天拝山山頂では御神酒がささげられます。麓の天拝山歴史自然公園や武蔵寺境内では、お茶会、ステージイベント、市内事業者による出店など様々な催しが行われております。

名称につきましては、今年は第90回筑紫野市祭「二日市温泉と天拝山観月会 with いきいき商工農フェスタ」と称しております。

開催日時は令和6年10月20日曜日、時間が12時から19時です。

開催場所につきましては、天拝山歴史自然公園です。

主催は、「二日市温泉と天拝山観月会 with いきいき商工農フェスタ」実行委員会です。構成メンバーは、商工会、観光協会、市、地元区長、二日市コミュニティ運営協議会などで構成されております。

お祭りの内容につきましては、御神火点火、お茶会、ステージイベント、市内事業者による出店、花火等です。花火の規模やその他のイベントにつきましては、現在、実行委員会で検討中でございます。

進捗状況につきましては、現時点で6月3日月曜日に第1回実行委員会を開催いたしました。イベント内容については、先ほど申しましたように協議継続中でございます。いきいき商工農フェスタと同時開催するということ、それから花火は実施することは決まっておりますが、花火については規模等について今後検討していくこととなっております。

さらに、先ほど名称でお話ししましたように開催回数は第90回となっておりますが、第1回目である大正13年、1924年9月13日の開催から100周年となることを実行委員会の中で確認をし、それに関連するようなイベントを実施していこうという方向で決まりました。実施内容については、今後、検討していくことになっております。

最後に、次回の第2回実行委員会は7月、さらに第3回実行委員会は10月に開催する予定です。しっかり準備して皆様に喜んでいただけるような観月会が実施できますよう努力してまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より説明がありました。質疑のある方。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回、今年が開催から100周年の記念すべき年ということでございますけれども、そもそも当初の3月予算ではそういった話が特にありませんでした。その後に、こういった100周年、市長のほうも会合等で100周年をアピールされているところ

ですけれども、そういった中で、花火の規模はまだ定まっていないかもしれませんが、恐らく3月予算の範囲で検討されていくと思います。

100周年という節目でもありますので、そういった中で実行委員会がやりたい事業等ができたらいののかなと考えておるところです。100周年となれば記録であるとか、近年はドローンを活用して花火の催しを録画したりする、そういったところに予算がかかってくるわけですが、3月の予算ではちょっと厳しい部分もあるのかなと考え、今後そういったことを市として考えられないのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 今、前田委員におっしゃっていただきましたように、100年という記念の年ということもあります。こちらにつきましては、昨年もなんですけれども、いきいき商工農フェスタとの同時開催で、連携して有効にお祭りを開催していこうということもありましたので、観月会といきいき商工農フェスタの予算を合わせながら、有効活用しながら、まずはそのような形での実施をしていきたいなと考えています。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 去年からですかね、いきいき商工農フェスタと合同でやられているということです。でも、もともとの趣旨というか予算のつけ方的には二日市温泉の観月会事業としての予算、これにいきいき商工農フェスタが合算されるということですけれども、そもそもが今回100周年で観月会の予算で考えたときという話を私はしたつもりだったんですよね。事業が一緒になることによる効果なり、予算規模が大きくなるんでしょうけれども、そもそも観月会事業としての予算を考えていただけたらと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 当然、100周年ということで市のほうとしても実行委員会がありますので、実行委員会の中で最終的に決定していくということで、前田委員が言われたとおり記録なども併せながら、そして過去、100年前はどうだったのかも考えながらやっという話をしております。その中で、どうしても予算がないとできないもの、予算がなくてもできるものがありますので、その辺を見極めながら今後は実行委員会の中で、市ができること、それと商工会や観光協会ができることがありますので、それぞれみんなで出し合いながら、どうしてもそこの中でもう少し予算がないといけないとかに

なれば当然補正予算なりということになりますけど、まずは実行委員会の中でもんで、その中で予算的に足りるのであればその予算でやっていこう、足りなければ補正予算なりを考えていかなければならないと考えております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑はありますか。田中委員。

○委員（田中 允君） いつも一般質問なんかで言うんだけど、観月会が二日市だけの祭りのようになっていますが、こちらには御笠、柚須原、向こうに平等寺、こちらには馬市や西小田、隈などがあるわけですから、その辺りに観月会のときにコミュニティバスを運行するとか、それを今まで何回も言い続けてきてるんですよね。100周年記念で1回やってみませんか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 田中委員がおっしゃるとおり、この前の藤まつりのときに田中委員から質問がありまして、市内の西鉄二日市駅、それからＪＲ二日市駅にバスを走らせていただきました。皆さん結構、雨が降っている中、１時間に１本程度のバスに乗車してもらいましたところ盛況だったので、その辺は私どもも、もう少し広げることも併せて考えていきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。再開を15分からはとします。

休憩 午後３時02分

再開 午後３時15分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず初めに市民の傍聴の件です。

１名の方から委員会審査の傍聴の申出がっておりますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 3 時15分

再開 午後 3 時16分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

所管事務調査の農業に対する取組について、これも議会報告会で上がっていました議題になります。御承知おきください。

その前に、申し訳ないですけど、お手元に資料として、先ほどからありました空き家対策の件と、それから公園施設長寿命化、それから都市計画の地図と筑紫地区の字図がありますが、これについては後で御覧になってください。よろしくお願いします。

それでは、農業に対する取組について、執行部の職員が替わりましたので、紹介をしていただいた後に報告をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。職員が入れ替わりましたので、説明員の紹介をさせていただきます。本日、農政課長の権丈が体調不良で欠席しております。申し訳ございません。

それでは、農政課農政担当係長の刈崎でございます。

○農政担当係長（刈崎雄貴君） 農政課農政担当の刈崎と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 農業委員会事務局係長の黒屋でございます。

○農地係長（黒屋和孝君） 農業委員会農地担当係長をしておりますと黒屋と申します。よろしくお願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしくお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） まず、所管事務調査、農業に対する取組についてと穀物自給率についてでございますが、先ほど委員長が言われたとおり、こちらの二つは御笠の議会報告会であった質問でございます。農業に対する取組についての内容は、食料の自給率を上げていかないといけないと言われる中で、農業に関する予算をもっと上げてよいのではないかとという質問でして、こちらについて本市が行っている農業施策を刈崎係長より説明させていただきたいと思います。もう一つが穀物自給率についてということで、将来

的に穀物自給率をどう高めて、農業生産をどうしていくのか、地域計画の報告や進捗も含めて確認していくということで、こちらは黒屋係長より報告させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農政担当係長（淵崎雄貴君） では、農業に対する取組内容につきまして説明させていただきます。

表紙を開いていただいた1ページ目と2ページ目にそれぞれ事業を書いております。1ページ目には、国の補助金を使ったものと県の補助金を使ったものを示しております。2ページ目につきましては、市の単費で行っている事業を記載しております。

では、事業ごとに事業名とその概要と対象者、令和6年度の予算を順に説明させていただきます。

国の補助金を使っている事業については、1番目が多面的機能支払い交付金事業です。農村が有している水路、農道等の管理、簡単に申しますと農地のり面の草刈りや水路の泥上げ、それと良好な景観形成等の地域活動や営農の継続等に対して、協定締結面積に応じて一定額を交付しております。補助対象者は活動組織で、市内には今17団体ございます。本年度予算は1,488万4,000円でございます。

2番目に、中山間地域等直接支払い交付金事業です。条件の不利な中山間地域等の農用地を維持管理していくための協定を締結した集落等の農業生産活動に対し、その面積に応じて一定額を交付しております。市内では6集落が今、協定を締結しております。予算額は1,498万4,000円でございます。

続きまして、環境保全型農業直接支払い交付金事業です。地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い環境保全型農業に取り組む農業者に対して、その面積に応じて一定額を交付しております。昨年は2団体に対して交付しております。本年度の予算は154万4,000円です。

4番目は農業次世代人材投資事業で、農業の担い手の確保を図るため、青年等就農計画の認定を受けた新規青年就農者に対して資金を交付しております。昨年は1人に対し交付しております。本年度の予算は450万円となっております。

続きまして県補助金の分ですけれども、1番目に水田農業担い手機械導入支援事業ということで、水田農業経営に関わる高性能機械等の導入に対する補助金を交付しております。こちらは認定農業者を対象としております。本年度の予算は961万9,000円となっております。

2 番目は畜産競争力強化対策事業です。規模拡大や将来的な経営ビジョンの実現に必要な施設、機械の事業費の一部を補助しております。こちらに関しましては畜産農家を対象としております。本年度の予算は959万4,000円となっております。

2 ページを御覧ください。次は市が単独で行っている事業でございます。

1 番目は産地づくり推進補助事業です。水田調整対策補助事業とも申します。経営所得安定対策における交付を受けるもので、主食用水稻の生産数量目標に即した生産を行った者を対象として、交付対象作物を作付し、出荷または販売を行った者に対して補助を行っております。こちらにつきましては、主食用水稻の需給調整実施を行っている農家の方々に交付しております。予算額は1,800万円となっております。

2 番目に良質米種子更新補助事業ということで、農家が米種子を J A から購入する費用の一部を補助しております。昨年度は374名の方が J A から種子を購入されております。本年度の予算は100万円となっております。

続きまして麦種子更新補助事業です。こちらは、麦の作付農家が J A から種子を購入する費用の一部を補助しております。昨年度は401名の農家に対して補助を行っております。予算額は75万円となっております。

4 番目は有害鳥獣対策事業です。電気柵設置を予定している農家に対して設置費用の一部を補助しております。それとともに、わな猟免許を取得する農林事業者へ免許取得に係る費用も補助しております。昨年度は、電気さくの設定に対して16名の方から申込みがっております。本年度の予算は55万8,000円となっております。

5 番目は野菜振興対策事業です。筑紫農協が組織する生産部会の育成活動支援のための補助金となっております。部会としましては、ブロッコリー部会やアスパラ部会等がございます。こちらの予算は108万円となっております。

麦出荷部会運営費補助事業は、麦作技術の向上を目的に組織された J A 筑紫麦出荷部会の活動を支援するための補助となっております。J A 筑紫麦出荷部会の会員数は42名となっております。予算は22万円です。

7 番目は J A 筑紫機械利用組合・農事組合法人連絡協議会助成事業です。市内 6 組合と市外 1 組合で組織する J A 筑紫機械利用組合連絡協議会の活動を支援するための補助となっております。こちらの市外組合は那珂川市の組合となっております。本年度の予算は13万5,000円です。

8 番目は酪農振興対策補助事業です。市内には酪農家が 3 戸ございまして、こちらで組織する筑紫野市酪農振興協議会の活動を支援するための補助となっております。予算額は

11万円となっております。

続きまして、肥育牛振興対策補助事業です。市内の肥育牛農家3戸で組織されたJA筑紫肥育牛部会の活動を支援するための補助となっております。予算額は41万円です。

続きまして、筑紫野市農業女性グループ協議会助成事業です。市内の5グループで組織する筑紫野市農業女性グループ協議会の活動を支援するための補助です。こちらは予算額が18万円となっております。

続きまして、筑紫野市認定農業者連絡協議会活動事業です。市内の認定農業者で組織された筑紫野市認定農業者連絡協議会の活動を支援するために補助しております。現在、認定農業者は73名おられます。予算額は15万円となっております。

最後に、山神ダム水源地域振興事業で、平等寺区で組織された平等寺水源振興組合の活動を支援するための補助となっております。こちらの予算額は350万円となっております。

市の単独事業で他市で行っていないものを番号で申しますと、1番目、2番目、3番、5番、6番、8番、9番、10番、12番が筑紫野市でやっている事業でございます。

これで終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告がありましたが、質疑のある方。

城委員。

○委員（城 健二君） ちょっとお伺いしますけど、農家の方からちょっと聞いたんですけど、令和4年から5年水張ルールというのがあって、その内容としては5年間に1度も水稻の作付が行われない農地は交付金の対象としない方針が国から示されているということで、結局、これが転作して麦や大豆等を栽培している農家に大打撃になっているとお伺いしています。この件に関してどう考えているか教えていただきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農政担当係長（刈崎雄貴君） 5年水張ルールですけれども、その水田に対し5年間のうち1か月間は水を張らないといけないというルールになっております。そちらに関しましては国からの要請でございますので、農家の方に今現在はお願ひしているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 水を1回も張れないところもあるらしいんですよね。5年間に1か月間だけですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農政担当係長（刈崎雄貴君） 当初は1年間だったんですけども、国のほうから変更

があり1か月に短縮されました。

○委員（城 健二君） 1年に1か月を5年間ですか。5年間のうち1か月ですか。

○農政担当係長（刈崎雄貴君） 5年間のうち1か月です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。前田委員。

○委員（前田倫宏君） その5年間水張ルールを国はどういった趣旨で定められているんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時32分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

係長。

○農政担当係長（刈崎雄貴君） すいません、5年水張ルールにつきましては、また詳しい資料を作りまして御提示をしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしくをお願いします。

ほかに質問はありますか。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 議会報告会であった内容ということで、予算をつけてほしいというか、既存の補助金を最大限活用するのも有効な施策ではないかと思います。その点の周知を農家の方にどのようにしていくのかを1点お尋ねします。

2つ目が、これは事前に打ち合わせたのでさっき説明されようとしていたみたいですが、1ページの3番目に環境保全型農業における直接支払い交付金事業というものがありますけれども、この対象である地域特認取組と化学肥料と農薬の5割低減という取組の中で、水田の中干し期間延長によるメタンガスの発生量の抑制の取組というのが今結構話題になっているかと思います。二酸化炭素の21倍ぐらい温室効果があるメタンガスの発生を、通常の慣行農業だったら1週間ぐらい中干しすると思いますけれども、その期間をさらに1週間延長することでメタンガスの発生量を3割ぐらい削減できると。日本国内のヒト由来のメタンガスの発生量が約3割から4割と言われているので、これに取り組むことで環境に優しい農業が行えるのではないかと。この交付金も活用できるのではないかと。もう一つ言うと、みどりの食料システムの交付金が使えたりとか、あとはJ-クレジットですね。排出量取引——国が認証して排出量を減らした分を企業などに購入してもらえる仕組みが

今後できてくるかと思いますので、その認証に向けた取組をしていく必要があるのではないか。この中干し期間についても、2年記録していけないといけないというルールもあるようなので、そういったことを農家の方に周知して、農家の方の収入が少しでも増える取組が必要ではないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

2点です。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農政担当係長（湊崎雄貴君） 今委員がおっしゃいましたとおり、水田における中干し期間の延長におけるJークレジット制度というものが国で推奨されているところです。ほぼ委員が説明された内容のとおりでございますけれども、中干し期間を通常より1週間延長すればその水田から出るメタンの量を3割削減できるということで、それで削減されたメタンガスの量を国が認証した企業と取り引きできるという制度でございます。こちらに関しましては2年前に始まった制度と記憶しておりますけれども、ですので、まだ一般の農家の方々には認知されていない制度だと思います。

こちらのほうは、委員が言われましたとおり、直近2か年において中干し実施日数を7日以上延長したことが分かる水田の生産管理記録や、一定量の堆肥の使用を示した営農計画などが必要で、それによって適用条件を満たさないといけません。また、一定の水田の広さが必要になってくるとと思いますが、筑紫野市にはそういう広い平野部がなかなかないものですから、そういうことを農家の方々や農事組合の方々に周知して、今後、導入事例等を参考にしながらJークレジットの利用について研究してまいりたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） すいません、先ほど言われたとおり、補助金については、筑紫野市独自のものを様々、他市に比べても一生懸命うちのほうでつけたりしているので、その辺の周知についてもJA等を通じて幅広く周知を図って、できるだけあるものを皆さんに使ってもらえるようにやっていきたいと思います。今後も時機を逸することなく、農家のために頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、穀物の自給率について執行部より説明をお願いします。

係長。

○農地担当係長（黒屋和孝君） 穀物自給率について御説明申し上げます。

米や麦、大豆などを穀物と言いますが、穀物は輸入されるものが増えています。国内で食べられる食料のうち国産のものがどれくらいあるのかを表したものが食料自給率です。農林水産省が公表している令和4年度の国内食料自給率は、カロリーベースで38%、生産額ベースが58%でございます。国はこの自給率を令和12年度にそれぞれ45%と75%に高めることを目標としております。

しかし、農地の面積は令和元年の439万7,000ヘクタールから令和10年には414万ヘクタールに、また農業就業者数は平成27年の208万人から令和12年には140万人になると見込まれています。このような状況の中で国では、スマート農業の推進、それから農地バンクの活用、農業担い手への農地集積などを図り、労力の削減、少人数での営農を進めております。そこで農業担い手への農地集積を図るために、令和7年度末までに地域計画の策定を行うこととしております。現在、筑紫野市では対象地区において説明会を実施しておりますので、その説明をさせていただきます。

本日お配りしています資料の3ページになります。タイトルを地域計画の策定とさせていただきますけれども、まず、1、概要でございます。

これまで地域農業の将来の在り方を示した人・農地プランがございました。いわゆる担い手と呼ばれる中心経営体に農地を集積していく将来方針を示したものでございます。令和5年4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、人・農地プランは地域計画と名称を変えて法律に位置づけられました。10年後に目指す地域の農地利用を示した目標地図を作成することが地域計画で取り組む内容でございます。1筆ごとの農地に耕作者を示した地図を作成していきます。地域計画では令和7年3月末までに策定することとされています。目標地図を策定した地域計画は、従来の手続を経て公表する流れとなっております。

目標地図のイラストがございましたけれども、そこにある色の違う一つ一つのものを農地だと思ってください。右側のイラストのように、同じ色の耕作者に農地を集める作業をしていきます。

次に、2、策定の流れでございますが、策定する対象区域は市街化区域外にある農地で、主に農用地がある集落を対象に現在説明会を行っております。一般に青地と呼ばれる農地のあるところが対象でございます。

市農政課及び農業委員会が主導しまして、ほかにはJA筑紫、福岡県、農地中間管理機構の関係機関と連携し、地域での話し合いや地域の意向を取りまとめながら作業を進めております。

地域計画を策定した後の話になりますけれども、国が地域計画策定地域の農地転用の厳格化、それから地域計画策定地域の農用地編入を検討しているという話を聞いていますので、農地以外の土地利用が難しくなってきます。

次に、3、策定スケジュールでございますが、上から黄色の地権者アンケート、それから緑色の各地域における話合い、オレンジ色の公表手続の順番で説明をしていきます。

まず、黄色の地権者アンケートでございますが、昨年8月に所有者へ郵送または農事実行組合長経由で配付しております。9月にアンケートを回収しまして集計作業を行い、所有者の意向を反映した現況地図などを作成するために活用しております。

次に、緑色の各地域における話合いですが、地域計画を策定する地区をモデル地区に、それから営農地区、集落地区と大きく三つに分けて、各地域で話合いの場を設けさせてもらっています。その中で説明会を開催しております。

まず、モデル地区としまして山家の5区から9区を指定させていただきまして、昨年11月に説明会を開催しております。営農地区としまして、西小田地区、馬市地区を指定して昨年12月に説明会を開催しています。モデル地区及び営農地区に指定した地区は、いずれも圃場整備を行ったところでございます。

今年に入って御笠のまちづくり協議会から依頼を受けまして、2月に御笠地区において15地区の実行組合長向けに説明会を開催して、その後、個別の集落を回らせていただきました。御笠地区に関しましては先月までに全ての地区で説明会を終えております。現在は、残る筑紫地区、あるいは山口地区の農事実行組合長と連絡を取りながら説明会の日程調整を行い、説明会の準備を進めているところでございます。

次に、4、効果でございます。

農地の有効活用と補助金の有効活用が考えられます。高齢化や市外に住んでおられて農業ができない方に代わって担い手が引き受けることで農地の集積・集約化が図れること、それから耕作放棄地の解消に結びつくと考えております。また、国などの補助金を受ける要件に地域計画を策定していることが加えられる可能性が高いことから、地域計画の策定をお願いしているところでございます。

最後に、お手元に配付しているパンフレットでございますけれども、こちらは各地区で行っている説明会のときに使用しているパンフレットでございます。参考までにお配りさせていただきましたので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、地域計画の説明について終わらせていただきます。ありがとうございました。
○委員長（宮崎吉弘君）　ただいま報告がありましたが、質疑のある方。

田中委員。

○委員（田中 允君） 非常に難しいけん、市としてこれをどのように生かしていきたいかという市の考えをちょっと聞かせてもらえませんか。JAが地元で中心になってやっていくという説明を受けたけど、市としてはこういう政策をどう受け止めているのかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農地担当係長（黒屋和孝君） 現在地域で話している地図の作り方について簡単に説明します。一応、高齢化している農地を持っている方については作れないということです。で、そういった方がお持ちの農地を担い手に引き継ぐときに、守りたい農地はどこかということを皆さんで話し合っていたきながら、それを計画に落とし込む作業を行ってもらっています。ただし、むやみに地域計画に定めればいいのかというものではなくて、今の場合は、先ほど湊崎係長が説明しました補助金の活用といったところをメインに、取りこぼしなく活用していただけるように、先に地域計画の案としてまとめてくださいという説明をさせていただいております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 農地の1筆ごとの調査とか前に聞いたことがあったけど、1筆調査というか、それを今やりよるわけやろう。それをもうちょっと分かりやすく説明してくれんかね、1筆ごとというのを。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農地担当係長（黒屋和孝君） 1筆ごとの調査でございますけれども、国から最初に受けていました地域計画の対象農地の考え方が少しずつ変わってまいりました。当初は市内にある農地全筆ということで考えておりましたけれども、少しずつ、残すべき農地がどこなのかということで、まずは圃場整備などを行っているような農地、それから青地として指定されている農地、そういったところを残していきたいと考えています。

それを周辺の指定されていない農地まで含めてしまいますと、白地の農地でない農地を、将来、もしかしたら国のほうからその部分を農地にしなさいと言われることもあるかもしれませんので、その辺のリスクを考えながら御検討くださいと説明しております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 日本人の特性として土地に対する感覚が非常に強いものだから、うちの田んぼはここからここよという形になってくるとは思います、実際にそういう形で

回ってきて、大体皆さん方の御意見は、こういう地計画あたりに賛成しようという動きがあります。自分のところをしきらんから、ほかの方につくってくれというのは出てくるでしょうけど、大体のニュアンスとしてどう感じていますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農地担当係長（黒屋和孝君） 私個人の受け止め方になるかもしれませんが、感覚としては、これまでに圃場整備などで先人が農地として守ってきたような地区に関しては、そういった地域計画に一生懸命取り組もうという姿勢が見られます。そうでないところなどについては、その辺を計画としてまとめるかどうか迷っているところがあります。ただ、一応令和7年3月末までに策定することという期限が切られていますけれども、その後に加えること、変更することは可能ということで、負担をかけない形で取組をさせていただいております。ですので、十分に検討いただいて、どこの農地を残すかを十分に話し合った上で決めていただくように市から説明させていただいております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 地域にそれなりの地域を取りまとめる方がおられて、リーダーシップが非常に強い人だったらうまくいくかもしれないし、地域がばらばらなところは……。馬市あたりはみんなで作っておられるからかなりまとまると思いますし、リーダーシップを取れる人がきちんとおられるところはスムーズにいくと思いますけど、皆さんの苦労は今の話を聞くとよく分かりますから、頑張って進めてください。

○農地担当係長（黒屋和孝君） ありがとうございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

職員が入替えになりますので、しばらく休憩します。

休憩 午後3時52分

再開 午後3時53分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

天拝いこいの館について、報告を願いたいと思います。職員が入れ替わりましたので、部長のほうから紹介をしていただいた後に報告をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 長時間の御審議、お疲れさまです。建設部長の野田でございます。所管の環境保全課の職員が来ておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○管理保全課長（菊武秀明君） お疲れさまです。管理保全課長の菊武です。どうぞよろしく申し上げます。

○公園担当係長（原田裕介君） 管理保全課公園担当係長の方田です。よろしく申し上げます。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 環境経済部からは商工観光課職員が参っておりますので紹介させていただきます。商工観光課長の川口でございます。

○商工観光課長（川口 隆君） 川口です。よろしく申し上げます。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の武藤です。

○商工観光担当係長（武藤智史君） 武藤です。よろしく申し上げます。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） では、課長。

○管理保全課長（菊武秀明君） 天拝いこいの館について御報告をさせていただきます。お手元にお配りしている資料を御覧ください。

天拝いこいの館につきましては、公園の管理棟としての活用と併せ、休憩の場並びに物産品等の展示販売所として筑紫野市社会福祉協議会で施設管理・運営を行っていただいておりますが、令和5年12月15日付で筑紫野市社会福祉協議会より施設管理協定の解除の申出がなされまして、令和6年3月31日をもって管理協定が解除されております。その後、今までと同様の施設管理運営ができる団体を探していたところ、筑紫野市商工会に目的や施設管理及び運営について御理解いただき、令和6年6月1日付で筑紫野市商工会と管理協定締結の運びとなったところでございます。

協定の主な内容を抜粋しておりますが、目的は「天拝公園及び二日市温泉の利用者並びに観光客の利便性及び安全性の向上に寄与することを目的とする」でございます。

また、管理施設については、天拝いこいの館の開錠・施錠及び館内外の清掃を行っていただき、施設運営につきましては、（１）事故の際や体調不良者が発生した場合の救護の場の提供、（２）はいわゆる赤ちゃんの駅のこと、授乳の場及びおむつ替えの場の提供、（３）は休憩の場の提供、（４）は筑紫野市の物産品等の展示販売、（５）は各種イベントなどを想定いたしました目的を達成するために必要な運営を行っていただくという内容になっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） 今報告を受けましたが、質疑のある方はありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 社協に貸しとったでしょう。借りてもらっていたのか、貸しとったのかよく分からんけれども、結果的にそのときは使用料などをもらっていたわけですか。そこら辺りはどのような条件で今度引き継がれたのか、その具体的な説明をお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今の御質問でございますけれども、一応の管理協定につきましては、社会福祉協議会さんと結んでいた内容と同等の内容で商工会さんと協定を結ばせていただいています。一応、今度はその協定に基づいて基本的には資料の施設管理の天拝いこいの館の開錠・施錠、それと館内の清掃業務あたりが出てまいりますので、その管理委託という名目で委託契約を結ばせていただいた上で管理費を出させていただこうということでございます。こちらについては社会福祉協議会さんと結んでいた内容と同じになりますので、費用についても同額になると思います。

○委員（田中 允君） 結んでたの。同額というのは。

○建設部長（野田清仁君） いえ、社会福祉協議会さんとも協定を結んでおりました。金額でしょう。

○委員（田中 允君） ええ。この前、全協でやっていたでしょう、幾らで契約しているか。

○建設部長（野田清仁君） 月4万円程度になってまいります。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） もともとの権利関係はどうなっているんですか。土地の所有権はどこにあるのか、建物の所有権は誰が持ってるのか。ここの施設は非常に昔から、私が議員になったときから、この質問に行って5分質問したら1時間止まるという形で、大変な……。あそこの何とかという料亭さんと、前は前で中央通りの陶器屋さんが入っていたということでいろんな歴史があって、そして鳴り物入りで社会福祉協議会がぜひやりたいということで、足湯まで持ってくるとかいう形でずっとして、盛大な竣工式までやって、いつの間にか「3月31日で閉鎖しました」という貼り紙をしてあるから、どうなってるのかな、議会でやったのかなと思って。もともとの権利関係が、土地は多分筑紫野市だろうと

と思うけど、建物は社会福祉協議会の建物なのか、市が建てて貸していたのか、その辺の権利関係を教えてくださいませんか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今の御質問でございますけれども、土地については確かに筑紫野市の土地でございます。そちらの土地に関して、以前、たしか平成26年度ぐらいかと思いますが、その当時に社会福祉協議会さんが、そちらの土地を活用して社会福祉施設の事業をやっていたということで建物を建てられたところでございます。ですから、その当時からすると、社会福祉協議会さんに所有権のあった建物になります。その維持、運営をやっていく中で、実質的に社会福祉協議会さんではなかなか維持管理がしづらいというところがあったので、市と協議をした中で、最終的には社会福祉協議会から寄附ということで筑紫野市へ所有権が移動したという経緯です。

その後、その管理運営についてはそのまま社会福祉協議会さんにさせていただいていたところでございますけれども、先ほど菊武が申し上げましたように、令和5年の12月15日に、なかなか管理運営が難しいということで解除の申入れがあったと。何とか継続してほしいということをお願いしていたんですけれども、社会福祉協議会さんの諸事情によってどうしてもできないという結論に至りましたので、3月31日付で解除の運びになったという経緯です。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 今の話を聞くと、建物関係も市のほうに寄附されたということだから全部そうなっているでしょうけど、今回商工会がそれを借り受けてやっていくとすれば、維持管理もかなり金がかかろうし、契約がどうなっているか知らんけれども、例えば補修関係は市がやって、普通の店子としては、大家さんの責任と借りたほうの責任との契約があつて、どこからどこまでが……。例えば、筑紫野市が甲とすれば商工会が乙ということで、修理関係をどうやっていくかということになっていくのか。それとも、賃料を取らんから一切合財、商工会で運営してくださいよ、その代わり修繕費なども商工会で見てくれという形になっていくのか。どういう管理契約を結んでいるから知らんもんだから、どう運営していくのかなと思って。

商工会も、それを受けるとすれば途中で投げ出すわけにいかんでしょうから、ちゃんと最後まで責任を持ってもらってするのか、途中でそれができなかつたらあそこは更地にして駐車場にするとか、そういう形も考えざるを得ないのではないかと思います。商工会と

して、ちゃんと経営できるという見通しで引き受けられるのか。ああいう地域だからなかなか商売も難しいだろうという感じがするものだから、その辺はどういう思いで商工会との契約に至ったのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君）　しばらく休憩します。

休憩　午後４時04分

再開　午後４時05分

○委員長（宮崎吉弘君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

部長。

○建設部長（野田清仁君）　ただいまの御質問でございますけれども、基本的には、店子というよりも、まず施設自体は市の施設でございます。ですから、あくまで、いこいの館に来られる方々の休憩所などの活用だと市は捉えています。ただ、お手元の資料の、例えば施設運営の中の筑紫野市の特産品の展示・販売といったところについては、商工会さんが実質的に担っていけるかなと。そういったいろんな、市がやりたいことと商工会さんがやりたいことが合致したところでございます。

一応、市のほうは建物自体を基本的には休憩所といったものに使いたいということがございますので、商工会さんに建物の施設管理、また休憩所の開放や清掃といったことをやっていただくというあくまで委託契約の範疇でございまして、店子という考え方ではありません。あくまで市と商工会さんとの協働事業みたいな考え方だと捉えていただければというのがまず第１点です。

その中で例えば施設の運営に当たって、設備とかいろんな部分で不具合が起きたりするかと思います。それは、この協定書の中ではあくまで商工会さんにその修繕等をやっていただくという運びになると思います。ただ、大規模に修繕であるとかはやはり施設の所有者である市になってくると思いますので、そのときが生じれば市でまた予算措置をしながら改修をやっていくという考え方になろうかと思います。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君）　ほかにありますか。横尾委員。

○委員（横尾秋洋君）　具体的にはやってみないと分からないところもあるんでしょうけど、例えば、人が張りつくんだから人件費をどちらが負担するかとか、いろんなことがあるでしょうから、その点は商工会と十分話して、途中でお互いに万歳しないようにしっか

りと頑張ってください。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 商工会さんのほうも、御指摘のように施設運営される中でどれだけの費用が出てくるかが見えてないところがあると思います。商工会さんには何とか頑張ってもらえるというお話を伺っていますので、協働事業みたいな形で進めていければと、天拝山とか公園に来られる方々の憩いの場となっていければと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） これは福祉施設として建築を認めたわけですか。条件というか、そういうのはどのような形になっていますか。例えば、福祉施設として造ったなら、おむつ替えの場の提供とか書いてありますけど、障がい者の方に働いてもらうとか、何かそういうあれがありますか。最初に福祉施設と聞いたから。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今、委員御指摘のように、当初、社会福祉協議会さんが建築されたときは、社会福祉施設として建築許可を取られて建築されております。その後、市のほうに寄附をされることになりましたので、県の都市計画課のほうともお話をさせていただいて、今回は社会福祉施設ということではなくて、あくまで建物自体は公園の管理施設として位置づけることが可能ということを見いだしていただきましたので、あくまで公園の管理施設という捉え方で今、市のほうが取得をしているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 私からいいですか。これまで2階にお部屋が二つあったと思います。団体さんが予約をして利用されていたみたいですけど、今後もそれができますか。もう一つは、これまで雇用されていた人材については、商工会さんが運営をされるに当たって引き続き雇用が通う可能なのか、この二つをお伺いしたいと思います。

しばらく休憩します。

————— ・ —————
休憩 午後 4 時10分

再開 午後 4 時11分
————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 基本的な考え方は、今度は商工会さんに管理協定に基づいて管理運営をしていただくことになります。ですから、基本的な考え方として会議室の貸出し、また、そちらの施錠や開錠、清掃といったことも含めて、常駐される方につきましても基本的には商工会さんに考えていただくことになります。ただ、その中においては、今言われますように、今までの例えば会議室の貸出しであったり、そういったことはやっていこうという御意向であることは分かっています。もう一つは、そこで今まで働いておられた方、全てということになるかは私も、それから先の運営になりますので分かりませんが、そこで働いていただけるということであれば、そういったことも配慮しながら運用を考えていきたいという御意向であると聞いておるところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

休憩します。

休憩 午後 4 時14分

再開 午後 4 時25分

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

以上をもちまして本日の委員会は散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 4 時25分